

第3回 豊田市地域生活意思決定支援プロジェクト全体委員会

日時：令和5年3月28日（火）10：00～12：00

会場：豊田市福祉センター ※オンライン（zoom）併用

議 事 次 第

1. 開会

- 資料確認
 - 熊田委員長あいさつ
 - 本日の出欠状況
- } 15分(10:00～10:15)

2. 議事

(1) 豊田市地域生活意思決定支援事業及び本プロジェクト各活動 における進捗状況等について（報告1）

- 豊田市地域生活意思決定事業
 - 研修 WG
 - アドボケイト WG
 - 評価 WG
 - 意思決定支援実践シンポジウム（2月19日開催）
 - 支援者向け意思決定支援研修（3月18日開催）
- } 45分
(10:15～11:00)

(2) 報告1に関する意見交換

- 意思決定フォロー養成講座（案）
 - 次年度の各WGの取組に向けた期待等
- } 55分(11:00～11:55)

3. その他

- 次年度の予定について
 - 事務連絡
- } 5分(11:55～12:00)

4. 閉会

- 豊田市福祉部長あいさつ

資 料

- 1 全体委員会名簿
- 2 説明資料
- 3 豊田市地域生活意思決定支援プロジェクト 研修プログラム（案）
- 4 意思決定支援実践シンポジウム開催報告書
- 5 支援者向け意思決定支援研修開催報告書
- 6 第2回全体委員会議事録
- 7 参考：とよた市民後見人養成講座チラシ・カリキュラム
- 8 参考：とよた市民福祉大学チラシ

日本財団助成 自治体との連携による障害者・認知症高齢者等の意思決定支援モデル事業

豊田市地域生活意思決定支援プロジェクト全体委員会

全体委員会 委員名簿

氏名	所属
菊地佐知子	日本財団
木本 光宜	特定非営利活動法人ユートピア若宮 理事長
◎熊田 均	愛知県弁護士会／熊田法律事務所弁護士
阪田 征彦	障がい者支援施設むもん 施設長
中根 成寿	株式会社SMIRING 代表取締役
長坂 俊成	立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科教授
長澤 幸祐	愛知県弁護士会／長澤幸祐法律事務所 所長
永田 祐	同志社大学 社会学部 教授
○名川 勝	一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク 代表理事
三井 克哉	特別養護老人ホームくらがいけ 施設長
水谷 晶子	市民代表
八木 将仁	豊田市社会福祉協議会／豊田市成年後見支援センター長
山下 陽子	愛知県弁護士会／今池法律事務所弁護士

(50音順、敬称略。◎は委員長、○は委員長代理。)

事務局兼委員

氏名	所属
安藤 亨	豊田市 福祉総合相談課 権利擁護支援担当 主任主査
水島 俊彦	一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク 副代表理事
森地 徹	一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク 理事・事務局長

(50 音順、敬称略。)

豊田市出席者

氏名	所属
柴田 徹哉	豊田市 福祉部長
大内 紀哉	豊田市 福祉総合相談課長
加藤 良典	豊田市 福祉総合相談課 権利擁護支援担当 担当長

(50 音順、敬称略。)

オブザーバー（予定）

厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室

日本財団

一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク（SDM-Japan）

第 3 回「豊田市地域生活意思決定支援プロジェクト」 全体委員会 会議資料

令和 5 年 3 月 2 8 日

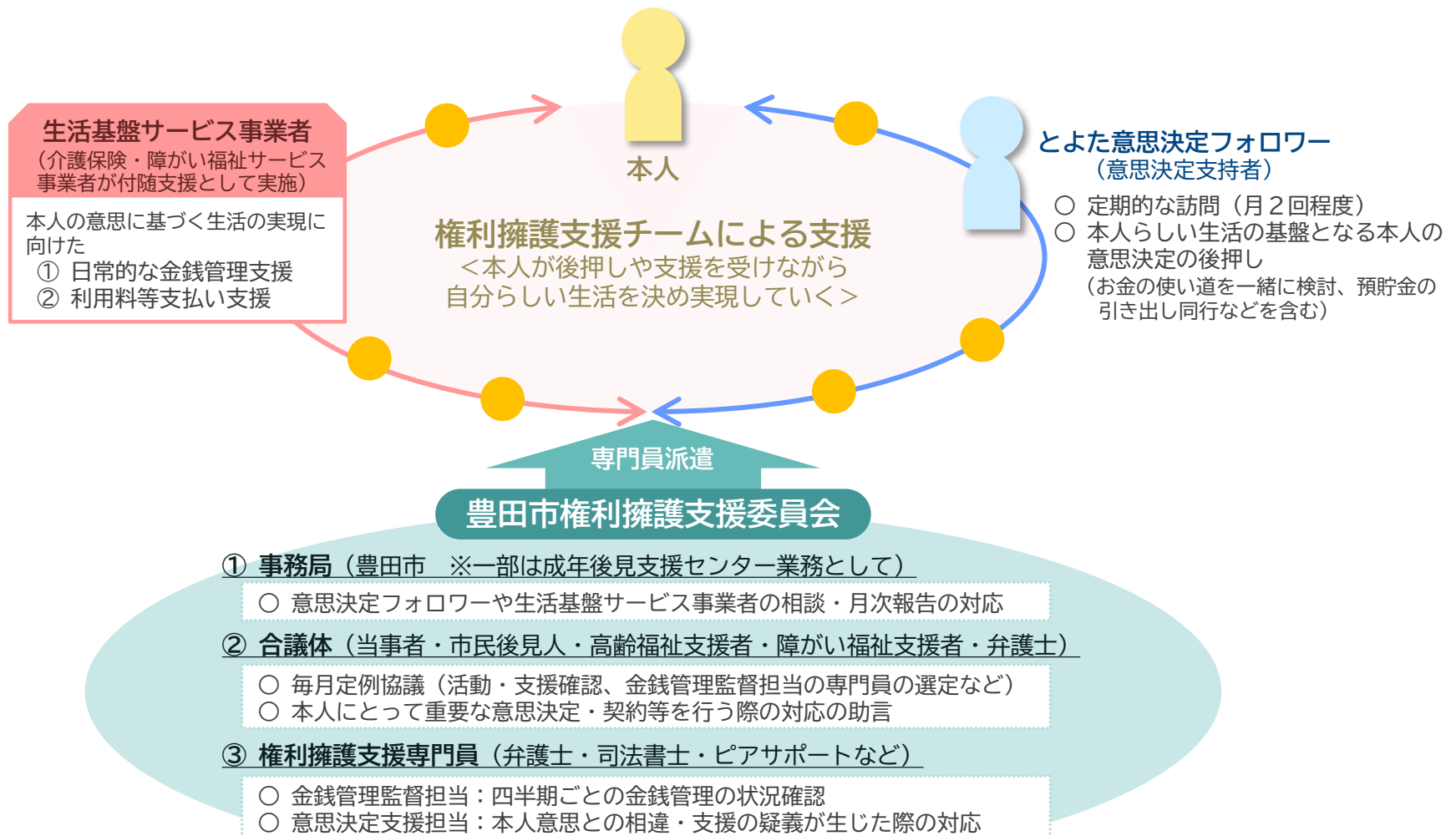
豊田市地域生活意思決定支援プロジェクトチーム

- 会議では「〇〇さん」と呼び合いましょう（「先生」等は禁止です）。
- 「ご本人」中心で考えましょう。
- 「専門用語」は、わかりやすく言いかえましょう。
 - ・ 分かりにくい用語は、いつでも何度でも確認、質問してください。
 - ・ わかりやすさの標準レベルは、「中学生が聞いてもわかるくらい」とします。
- 1回につき3分以内で発言するようにしましょう。
 - ・ 時間を超えた場合には委員長より調整させていただくことがあります。
- 委員全員が発言できるようにお互いに考えましょう。
 - ・ 合理的配慮が必要な場合にはお申し出ください。
 - ・ 記録用にZoomで録画しますので、予め御了承ください。

- 1 「豊田市地域生活意思決定支援事業」の進捗状況等について
- 2 「各WG」の進捗状況について
- 3 次年度の各WGの取組と各種予定について

「豊田市地域生活意思決定支援事業」の進捗状況等について

- 豊田市では、増大・多様化する権利擁護支援ニーズに対し、これまで家族や成年後見制度等に求められてきた「①金銭管理・②意思決定支援・③活動支援と適切な支援の確認・監督」を活動・支援の性質ごとに分解した上で、多様な主体がそれぞれの特性を活かして各活動・支援を分担し連携する仕組み（＝豊田市地域生活意思決定支援事業）を試行。



「豊田市地域生活意思決定支援事業」の試行実施時における3つの共通理念

- 【十人十色】本人にとっての彩（いろどり）ある暮らしを一緒に描きます。
- 【尊厳】周りの価値観ではなく、本人の価値観を基準に考えます。
- 【共働】お互いの立場を尊重しながら、それぞれの役割を全うします。

試行実施時における「とよた意思決定フォロワー」の役割等

（役割・機能）

- 1 定期的に訪問するとともに、本人が生活で望むことの後押しをする役割です（本人とは、サービスを提供する・サービスを受けるといった関係性ではありません）。

（金銭管理）

- 2 お金の使い道について一緒に考えたり悩んだり、付き添ったりします（お金は預かりません。）。

（意思決定支援）

- 3 本人のしたいことや希望を大切にして、本人のマイクやスピーカーのような関わりをします。

（記録・報告）

- 4 1人で悩まず、権利擁護支援委員会に報告や相談をします。

（危機等の対応）

- 5 本人の生命・身体・財産等に関する重大な問題が生じうる場合には、速やかに委員会等に対応を求めます。

主体の想定：豊田市が委嘱した市民

※ 当面は、とよた市民後見人養成講座修了生を想定（今後は、寄付等を活用したフォロワーの養成講座も予定）

「豊田市地域生活意思決定支援事業」の試行実施時における3つの共通理念

- 【十人十色】本人にとっての彩（いろどり）ある暮らしを一緒に描きます。
- 【尊厳】周りの価値観ではなく、本人の価値観を基準に考えます。
- 【共働】お互いの立場を尊重しながら、それぞれの役割を全うします。

試行実施時における「生活基盤サービス事業者」の役割等

（役割・機能）

- 1 本人の尊厳ある生活を実現するため、本人の日常的な金銭管理と支払い等の手続きを支援します。

（金銭管理）

- 2 管理者等の下、複数の職員で確認するなど、透明性のある金銭の管理を行います。

（意思決定支援）

- 3 定められた場面では、意思決定フォロワーや権利擁護支援委員会の立会いや支援を求めます。

（記録・報告）

- 4 支援の記録は期日までに豊田市に提出するとともに、定期的に権利擁護支援委員会の確認を受けます。

（危機等の対応）

- 5 本人の生命・身体・財産等に関する重大な問題が生じうる場合には、速やかに委員会等に対応を求めます。

主体の想定：豊田市の指定を受けた介護保険サービス又は障がい福祉サービス事業者

「豊田市地域生活意思決定支援事業」の試行実施時における3つの共通理念

- 【十人十色】本人にとっての彩（いろどり）ある暮らしを一緒に描きます。
- 【尊厳】周りの価値観ではなく、本人の価値観を基準に考えます。
- 【共働】お互いの立場を尊重しながら、それぞれの役割を全うします。

試行実施時における「権利擁護支援委員会」の役割等

（役割・機能）

- 1 権利擁護支援を推進するため、第三者の立場から支援・監督を行います。

（金銭管理）

- 2 権利擁護支援として、金銭管理が適切に行われるように、専門員による定期的な監督を行います。

（意思決定支援）

- 3 本人の意思決定や意思決定フォロワーの活動を支えるため、必要に応じ立会いや助言、調査等を行います。

（記録・報告）

- 4 意思決定フォロワーや生活基盤サービス事業者からの報告を受け、事業の適切な遂行を確認します。

（危機等の対応）

- 5 本人の苦情や各種相談を受け、必要に応じ調整や調査、勧奨、成年後見制度や法的支援につなぎます。

主体の想定：

【合議体】当事者、市民後見人、高齢系・障がい系支援者、弁護士

【金銭管理監督担当専門員】当面は、後見監督人等の実務経験のある弁護士、司法書士

【意思決定支援担当専門員】当面は、後見監督人等、当事者支援活動の実務経験等のある者

豊田市地域生活意思決定支援事業におけるモデルケースの概要について (令和5年3月末時点)

	高齢者であるAさんのケース	障がいのあるBさんのケース
ご本人の概要	70代女性(要介護4→5、認知症)。 - 特別養護老人ホームに入所。	50代女性(知的障がい、療育手帳あり)。 - 市内のアパートで1人暮らし(現在は、グループホームのサテライト設定。数か月後に自立生活援助に移行予定)。 - 市内の民間企業で清掃業務などに従事。
意思決定フォロー	とよた市民後見人受任者	とよた市民後見人養成講座修了生
意思決定フォローの活動	- 月2回、施設に訪問して、1時間程度お話している。 - 定期的なフォローの訪問により、身寄りのないAさんの表情が徐々に穏やかになってきている。 - 訪問により「佃煮やお団子を買いたい、施設では対応してくれない」というお金の使い道・希望に関することを確認。 - そのため、「お団子を食いたい」との希望を本人が施設職員に伝えるための機会を設けた。	- 月2回、ご自宅に訪問して、1時間程度お話している。 - その他、買い物やイベントの同行も実施。 - 訪問を通じて、「買い物の際、お金の勘定に戸惑っていると、店員によっては嫌な顔をされるので行きづらい」といった生活の不安も確認できた。 - また、本人が治療すべきかどうか悩んでいたところに、寄り添ったことで、結果として本人は治療を選択できた。
生活基盤サービス事業者	社会福祉法人C <介護保険サービス事業者(特別養護老人ホーム)>	社会福祉法人D <障がい福祉サービス事業者(共同生活援助)>
生活基盤サービス事業者の支援	- 管理者として施設長、サービス提供責任者兼支援員として同建物内の別事業ケアマネを配置。 - 元々、社協が金銭管理支援していたケースであるため、現状でも、通帳と印鑑は社協で管理しているが、社協の関与をできるだけ少なくできるよう調整。 - 施設利用料等は自動引き落とし設定にしてあるため、日用品・小遣い等で3,000円/月分、予備用として1万円程度を、事業者において現金管理。 - 本人から表明のあった「お団子」を提供。今後は、一緒に選べる機会を作れないか検討中。	- 管理者として法人理事、サービス提供責任者兼支援員としてグループホームの世話人を配置。 - 通帳と印鑑を法人で管理。 - 本人が毎月に使いたい金額を決めたら、事業者と相談しながら、使いみちを確認。 - 上記で決めた額を本人がキャッシュカードで引き出し。 - サービス料は自動引き落とし設定にしてあり、交通費・食費・日用品・小遣い等で6万程度を現金化。 - 本人が現金管理。事業者が残金状況をチェック。
権利擁護支援専門員 (金銭管理監督担当)	豊田市内の司法書士(リーガルサポート所属)	豊田市内の弁護士(愛知県弁護士会所属)

- 第1回全体委員会で熊田委員長より提示のあった検討指示事項「日常的な金銭管理の範囲及び透明性が確保できる管理の仕方」について、整理を進める。
 - ・ 金銭管理の方法について、例えば、豊田市社会福祉協議会の支援で用いる場合がある総合口座と普通口座での自動送金の活用など、より透明性を高めることが可能な手法についての検討を行う。
 - ・ 金銭管理監督について、2つのモデルケースを開始して3か月が経過したことから、金銭管理監督担当の権利擁護支援専門員である弁護士・司法書士と定期的なチェックの方法を協議し、実際にこれまでの生活基盤サービス事業者による金銭管理の状況の確認を行うことを通じて、効果的な監督の方法についての検討を行う。

- 令和4年度では2ケースで試行実施したモデルケースについての拡充を行う。
 - ・ モデルケースの種類について、例えば、在宅での支援ケースや、成年後見人が本事業の契約を結ぶことで、成年後見人の業務の濃淡を検討できるケースなど、試行ケースの多様化を進める。
 - ・ 意思決定フォロワーについて、現在の市民後見人養成講座の修了者のみならず、試行的な開催を予定する「意思決定フォロワー導入講座」の修了者による実施や、ピアサポートの参画に係る検討について進める。

「各WG」の進捗状況について

検討スケジュールについて（2022年度上半期）

時期	研修WG（1回あたり120分を想定）	アドボケイトWG（1回あたり120分を想定）
5/31（火）	第1回WG（対面） ○ 事業全体のイメージ擦り合わせ ○ 意思決定サポーターの活動イメージの意見交換 ○ スケジュールの確認と役割分担	—
6/18（土）	第2回WG（オンライン） 13:00～14:30 ○ 介護保険サービス・障がい福祉サービス事業者における金銭管理に対する課題認識の共有【報告】 ○ 生活基盤サービス事業者の支援イメージの意見交換	第1回WG（オンライン） 15:00～16:30 ○ 事業全体のイメージ擦り合わせ ○ 後見監督人の活動内容の共有【報告】 ○ 権利擁護管理委員会の監督・支援イメージの意見交換
6/28（火）	第3回WG（対面・オンライン） 13:00～15:00 ○ とよた市民後見人活動における意思決定支援への関わり方や支援状況等の共有【報告】 ○ 日常生活自立支援事業・生活支援員派遣事業における支援員の活動内容の共有【報告】 ○ 意思決定サポーターのあり方（何をやるか）の意見交換	—
7/16（土） 7/23（土）	第4回WG（オンライン） 7/16（土）13:00～15:00 ○ 日常生活自立支援事業・生活支援員派遣事業における金銭管理の実施方法の共有【報告】 ○ 生活基盤サービス事業者のあり方（何をやるか）の意見交換	第2回WG（オンライン） 7/23（土）13:00～14:45 ○ 海外事例や子どもアドボケイトの活動内容の共有【報告】 ○ 権利擁護管理委員会における「本人にとって重要な意思決定支援を行う際の対応」「本人意思との相違・履行状況の疑義が生じた際の対応」についての検討
7/26（火）	第5回WG（対面・オンライン） 13:00～15:00 ○ 意思決定サポーター及び生活基盤サービス事業者の活動試案についての意見交換	—
8/30（火） 9/7（水）	第6回WG（対面・オンライン） 9/7（水）10:00～12:00 ○ 意思決定サポーター及び生活基盤サービス事業者の活動試案についての継続協議 ○ 権利擁護管理委員会の活動試案についての意見交換	第3回WG（オンライン） 8/30（火）10:00～12:00 ○ 権利擁護管理委員会の活動試案についての意見交換
9/24（土）	臨時（研修（第7回）・アドボケイト（第4回）合同）WG（対面・オンライン） 9/24（土）13:00～15:00 ○ モデル実施段階における意思決定サポーター・生活基盤サービス事業者・権利擁護管理委員会の活動（案）についての確認	
9/26（月）	豊田市地域生活意思決定支援事業のモデル実施事前説明会 9/26（月）13:30～16:00	
10/7（金）	第1回全体委員会（対面） 10/7（金）10:00～12:00 ○ WGの検討結果報告、事業の施行に関する意見交換、シンポジウムに関する意見交換	

検討スケジュールについて（2022年度下半期）

研修WG (1回あたり60分を想定)	アドボケイトWG (1回あたり120分を想定)	評価WG (1回あたり120分を想定)
第8回WG（対面） 11/2（水）10:00～11:00 ○ 研修計画素案に対する意見交換	第5回アドボケイトWG（オンライン） 10/15（土）10:00～12:00 ○ 利用登録書、契約書の内容確認 ○ フォロワー及び事業者からの報告様式の検討 ○ 専門員の活動内容について	第1回評価WG（オンライン） 8/13（土）13:00～15:00 ○ 今年度WGで実施することについて 第2回評価WG（オンライン） 9/24（土）16:00～18:00 ○ 評価方法についての整理
第9回WG（対面） 12/15（木）10:00～11:00 ○ 相談会・ミニ研修会の実施について	第6回アドボケイトWG（オンライン） 11/19（土）10:00～12:00 ○ 試行実施にかかるフォロワーの・事業者の進捗報告と意見交換 ○ 専門員の活動内容について	第3回評価WG（オンライン） 11/6（日）10:00～12:00 ○ ニーズ評価、プロセス評価、アウトカム評価のモデルケースへの適用方法について
第2回全体委員会（対面・オンライン） 1/12（木）10:00～12:00 ○ 委員長指示事項とWG等での検討状況報告、意見交換、シンポジウムの実施について		
第10回研修WG（対面） 1/12（木）13:00～14:00 ○ 研修プログラムについての協議	第7回アドボケイトWG（オンライン） 1/21（土）10:00～12:00 ○ モデルケース進捗確認 ○ フォロワー活動支援のあり方 ○ 権利擁護支援専門員の活動フロー案	第4回評価WG（オンライン） 1/22（日）15:00～17:00 ○ ニーズ評価結果の確認
実践シンポジウム（会場：福祉センターホール・オンライン） 2/19（土）13:00～17:00 ○（第1部）基調講演・モデル事業の内容及び三者連携について（第2部）実践報告・パネルディスカッション		
第11回研修WG（対面） 3/14（火）10:00～11:00 ○ 研修プログラム最終案の確認	第8回アドボケイトWG（オンライン） 3/12（日）10:00～12:00 ○ モデルケース進捗確認 ○ アドボケイト視点のポイント整理 ○ 懸念事項が生じた場合の対応方法	第5回評価WG（オンライン） 3/19（日）15:00～17:00 ○ 評価結果の確認と次年度に向けた検討
支援者向け意思決定支援研修（会場：福祉センターホール・オンライン） 3/18（土）10:00～16:30		
第3回全体委員会（対面・オンライン） 3/28（火）10:00～12:00 ○ 令和4年度の報告、課題等に対する意見交換、次年度の取組に対する意見交換		

研修WGについて

- 年度前期は、事業本体の検討と連携し、研修内容を構築する前提として、意思決定支援サポーターや生活基盤サービス事業者などの望ましい支援のあり方について協議した。その成果として、「整理表」「活動試案」などを作成した。また、サポーターは意思決定支援の観点から「意思決定フォロワー」という名称に整理した。
- 年度後半は、2つのモデルケースにおいて事業本体が試行されたため、活動状況をフォローしながら、意思決定フォロワー導入講座（案）及び事業全体に必要な研修プログラム（案）の検討を行った。

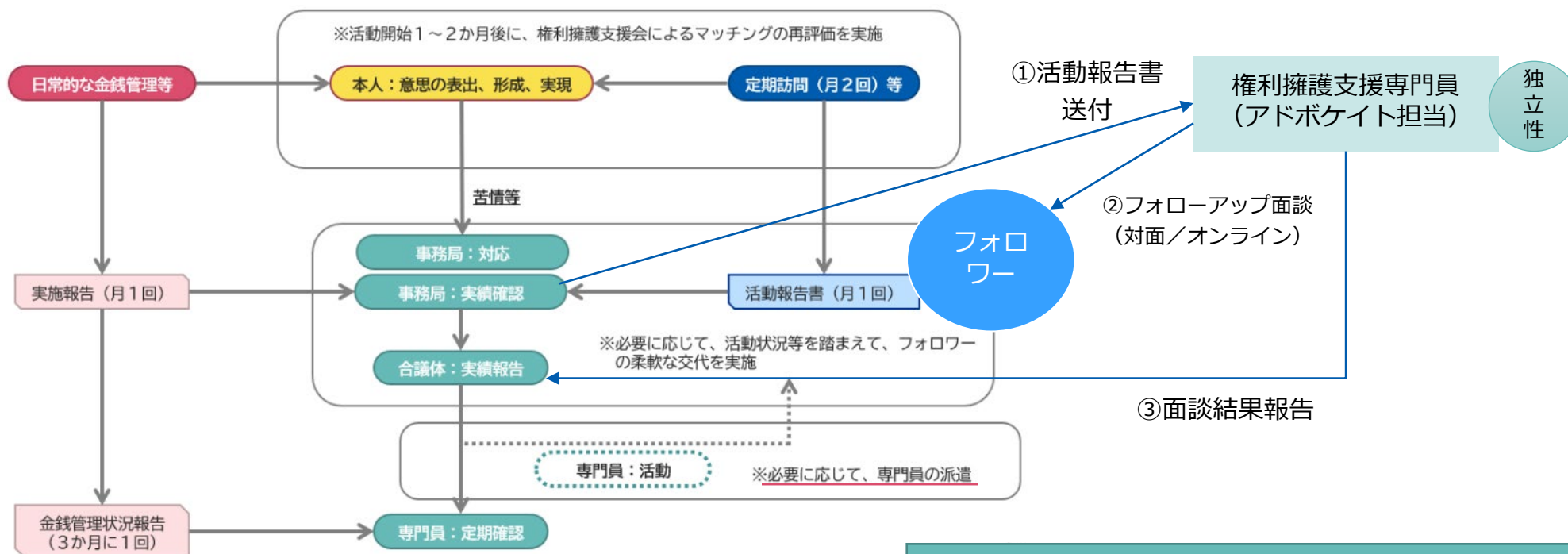
意思決定フォロワー導入講座（案）

時刻	テーマ	概要	時間(分)
9:30	挨拶、オリエンテーション等		10
9:40	(1) 「障害」について考える（演習）	社会モデル・人権モデルによる障害の理解を通して、これまでとは異なった見方や関係性から社会ならびに支援を捉え直す導入とする。	120
11:40	(休憩)		10
11:50	(2) 決められた体験（演習）	短いシナリオを通じて、他人から一方的に決められる体験を行い、その感想を共有する。	30
12:20	(昼休み)		60
13:20	(3) あなたについて一緒に考える	ピアチューターに参加いただき、共に好きなことや将来の夢などを書き出す作業などを通じて、相手の意思や希望を尊重しながら活動する関係を学ぶ。	120
15:20	(休憩)		10
15:30	(4) ワーク（振り返り）（演習）	今日の演習を振り返り、学んだことの共有を行う。	60
16:30	(5) 今後の選択肢 （意思決定フォロワー／市民後見人）	豊田市モデルの概要を説明するとともに、フォロワーとしての活動を紹介する。またフォロワーとしても市民後見人としても継続的に研修などの機会を得られること、どちらにもなれることなどの見通しを得る。	20
16:50	終了		14

アドボケイトWGについて

豊田市地域生活意思決定支援事業の利用フロー（アドボケイト活動・通常時）案

- 年度前期は、事業本体の検討と連携し、アドボケイト活動を検討する前提として、意思決定フォローの活動支援や、その活動の報告のあり方について協議した。その成果として、「報告様式」を作成した。
- 年度後半は、アドボケイト担当の権利擁護支援専門員における具体的な活動内容を検討した。



＜フォロー活動支援のための専門員定期面談＞

活動開始～1年 2か月に1回程度

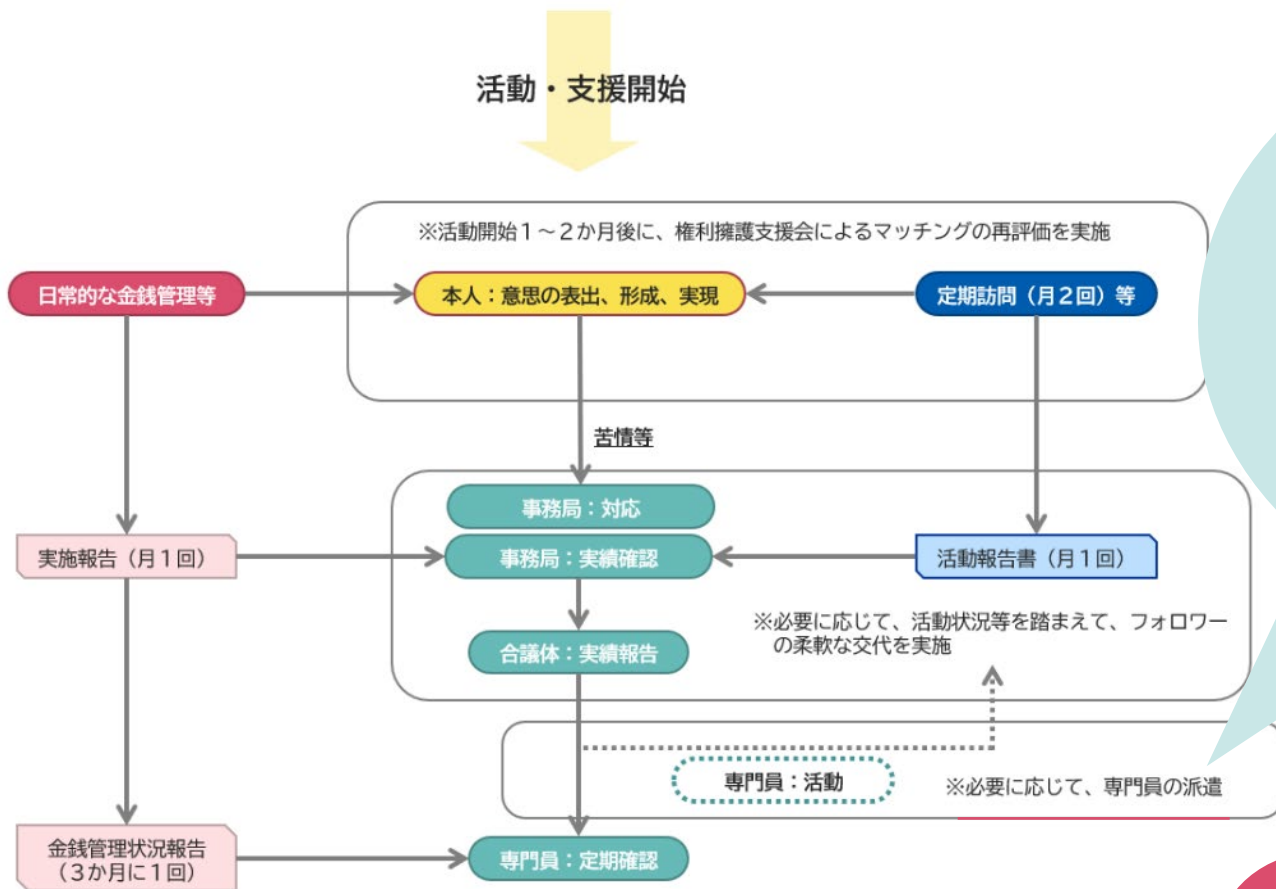
1年～ 6か月に1回程度

※その他、事務局又は合議体の要請があれば適宜対応

アドボケイトWGについて

豊田市地域生活意思決定支援事業の利用フロー（アドボケイト活動・個別課題発生時）案

活動・支援開始



- ①本人にとって転機となる意思決定の場面（転居・手術・日常生活の範囲を超える金銭支出、成年後見制度申立等）
- ②事業者と本人との間における意見の相違（対立）の場面
- ③その他、追加調査が必要な場面

↓
専門員（アドボケイト担当）は、関連する情報の収集、本人・フォロワー・事業者への面談、関連する会議への出席、契約時の立会い等を踏まえて、報告書を権利擁護支援委員会に提出し、独立した立場で、本人のアドボケイトとして発言。

<個別課題発生時の合議体での対話のしくみ（イメージ）>

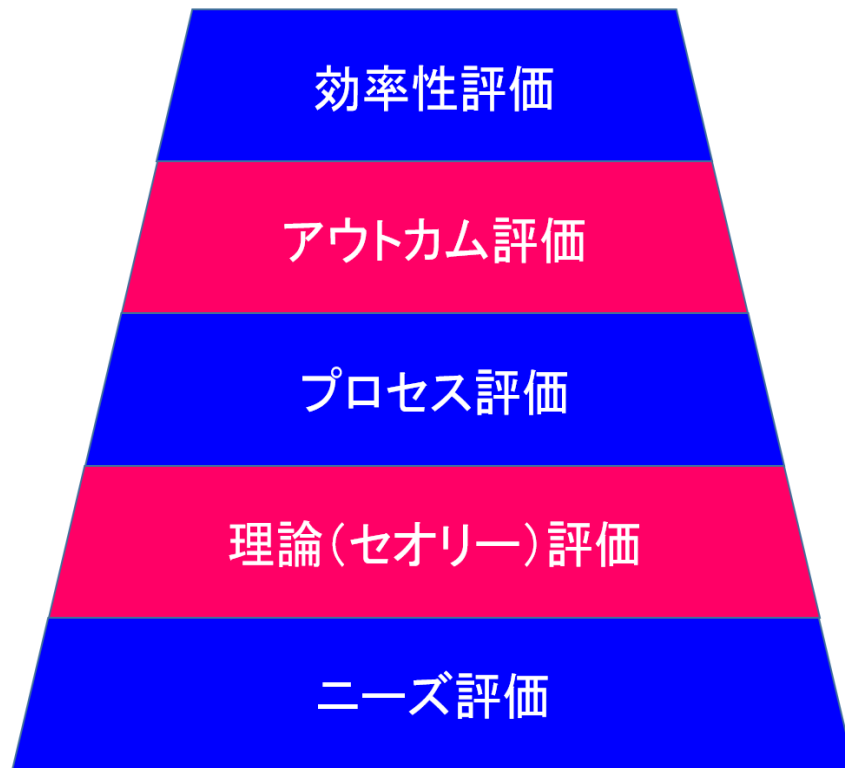
- 第1回 主張・資料の整理、各委員から双方への質問、必要に応じて、専門員（アドボケイト担当）の調査依頼
- 第2回 アドボケイト調査報告・協議（合意に至れば終了）
- 第3回 継続協議（合意に至らなければ、これまでの検討を踏まえ、合議体としての勧奨を行う。）



評価WGについて

- 年度前期は、本事業の内容を踏まえた評価の枠組みについて検討を行った。
- 年度後半は、今年度事業についての評価をニーズ評価、プロセス評価、アウトカム評価により行った。

評価階層について



効率性評価とは...

プログラムにかかる費用等は妥当か??

アウトカム／インパクト評価とは...

プログラムの成果はあがったか?? それはプログラムのおかげか??

プロセス評価とは...

プログラムは意図したとおりに実施されたか?? 実施過程で何が、なぜ起きているのか??

セオリー評価とは...

プログラムはどのような仕立てか?? その設計は目的を達成するために妥当か??

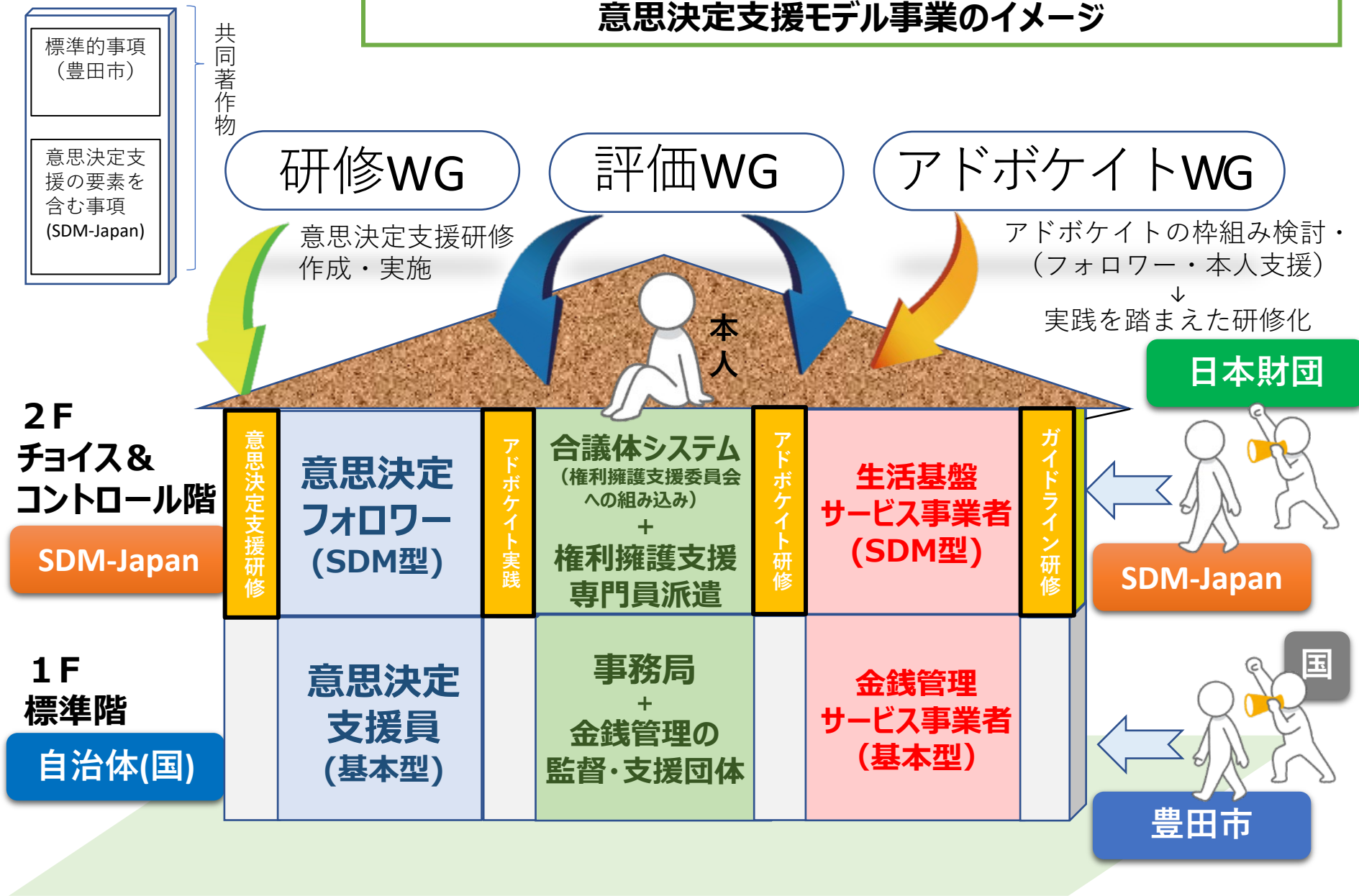
ニーズ評価とは...

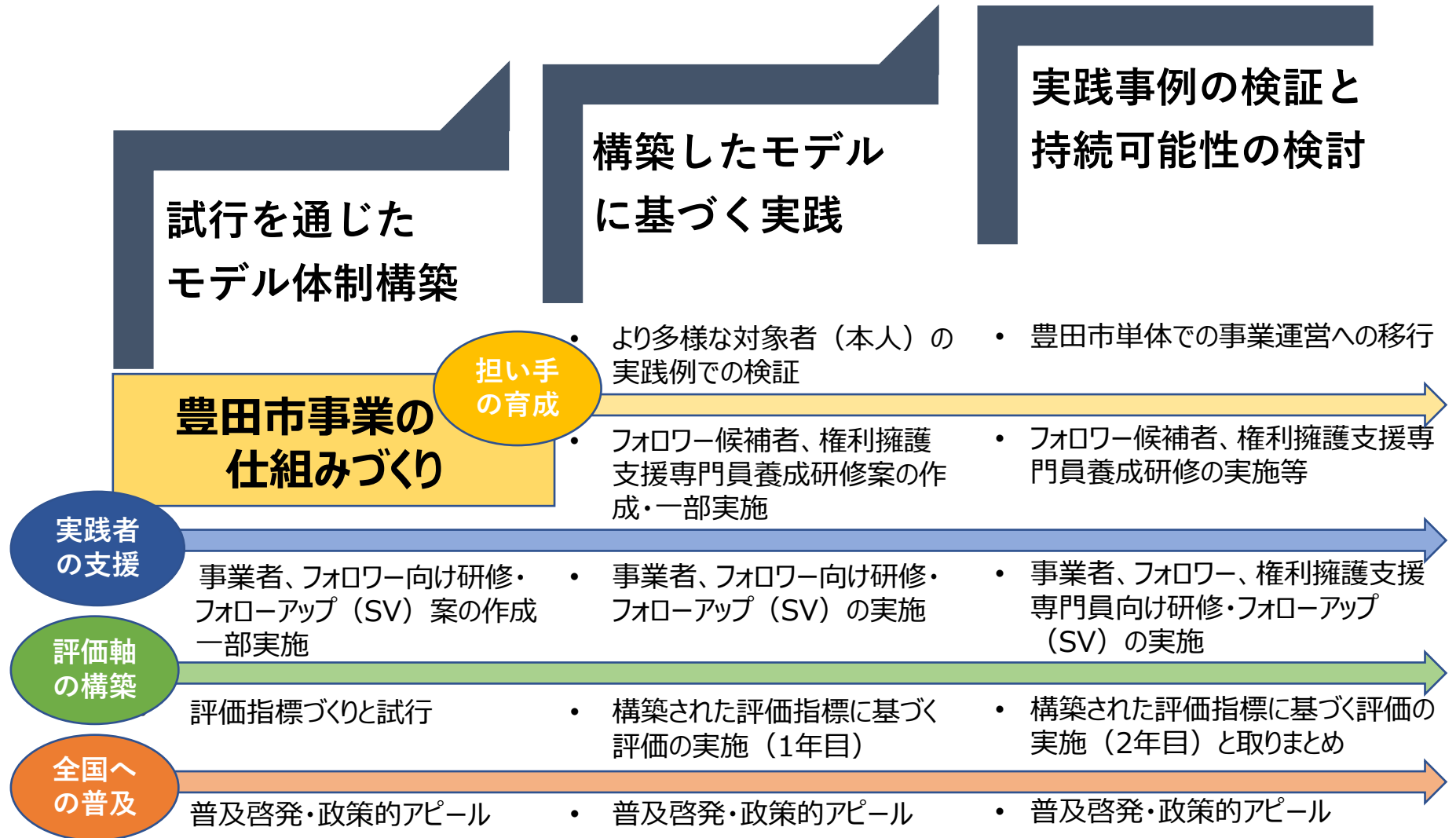
設定されたプログラムのニーズや対象は妥当か??

今年度実施した評価

次年度の各WGの取組と各種予定について

日本財団助成 自治体との連携による障害者・認知症高齢者等の 意思決定支援モデル事業のイメージ





検討スケジュールについて（2023年度・予定）

委員会・WGの名称	日程（候補日）
権利擁護支援委員会 （120分／回を想定・豊田市主催）	毎月第3火曜日 9時～11時 4月18日、5月16日、6月20日、7月18日、8月22日、9月19日、10月17日、11月21日、12月19日、1月16日、2月20日、3月19日
全体委員会 （120分／回を想定・SDM-J主催）	年間3回（7月4日13時30分～15時30分、11月21日13時～15時※、3月19日13時～15時）を予定 ※フルオンライン
研修WG （120分／回を想定・SDM-J主催）	年間6回程度を予定 第3火曜日11時～13時 4月18日、6月20日、7月18日、10月17日、12月19日、2月20日
アドボケイトWG （120分／回を想定・SDM-J主催）	年間6回程度を予定 土曜日10時～12時 5月27日、7月29日、9月30日、11月25日、1月27日、3月9日
評価WG （120分／回を想定・SDM-J主催）	年間6回程度を予定 原則として土曜日午後 5月27日、7月29日、9月30日、11月25日、1月27日、3月9日

<各種イベント>

各種研修会（ガイドライン／アドボケイト／意思決定支援）の実施、政策的シンポジウムの実施、権利擁護支援専門員（アドボケイト担当）活動等を展開

※その他、豊田市以外の自治体でもフォロー制度・権利擁護支援専門員（アドボケイト）派遣制度の導入を進めるための方策の検討を行う。

	2023年6月	2023年7～10月	2023年10月	2023年10月～12月	2024年1月～2月		
意思決定フォロワー養成	事前説明会 (とよた市民のための意思決定支援・権利擁護支援を学ぶ会)		導入講座(1日) ●「障害」について考える(演習) ●「決められた体験」(演習) ●「あなた」について一緒に考える(演習) ●ワーク(振り返りなど) ●今後の選択肢 ・フォロワー ・市民後見人	活動開始 (マッチング～実際の訪問) ※フォローアップを丁寧に行い、あるべきか関わり方や、自分の適性を考えていく		実践講座(半日×2日間) ●「豊田市地域生活意思決定支援事業」について ●フォロワーとは(役割・立ち位置・することしないこと、アドボケイトとの関係) ●フォロワーの実務(事務的なこと) ●意思決定支援の基礎 ●アドボケイトの基礎 ●選好の記録化	フォロワーとして継続して活動
(市民後見人養成)							
		とよた市民後見人養成講座 基礎講座		とよた市民後見人養成講座 実務講座			(市民後見人バンク登録)
実務支援研修	●どこまで言うのか、関わるのか、距離感の持ち方 ●アドボケイトとの関わり方 ●止めなければならないこと、その方法 ●聞く姿勢、話す姿勢 ※事例検討会／「フォロワーの集い」のような受け皿の設置／外部研修受講の提案 等						
意思決定支援・アドボカシー研修		生活基盤サービス事業者基礎研修 ●国の金銭管理研修 ●「豊田市意思決定支援モデル事業」について ●フォロワーとは(役割・立ち位置・することしないこと、アドボケイトとの関係) ●リスクのとらえ直し研修 ●動画観察による共有選好の共有演習					
支援者向け 普及啓発・スキルアップ研修		意思決定支援基礎研修 ※令和4年度と同様	意思決定支援スキルアップ研修 ●アドボケイト研修(発展) ●電車でGO! ●リスクのとらえ直し ●トーキングマット研修 ●PSF研修ミニ(BI vs EWを中心に)／PSF研修(スキル部分を中心に) ●自立生活者介助 ●わかりやすい版(easy reading version)を一緒に作る ●リフレクティング研修 ●経験交流会				

令和 4 年度 意思決定支援実践シンポジウム(2月 19 日) 開催報告書

1 参加者数

合計 245 名(3 月 26 日時点)

(内訳)

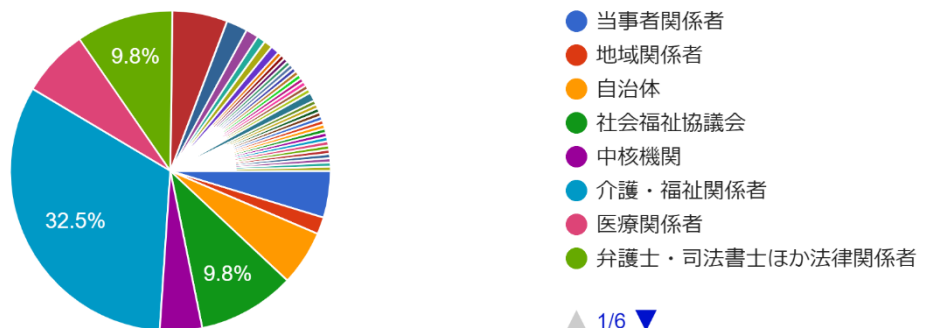
① 会場	53 名
② オンライン 235 名申込	
・Zoom ライブ参加	138 名
・YouTube ライブ視聴	31 名
③ 見逃し配信(追加分)	
・YouTube 視聴数	23 名

2 参加者の属性

(1)オンライン申込者(当日不参加の者も含む)

ご所属

234 件の回答



(2)会場参加者(実数)

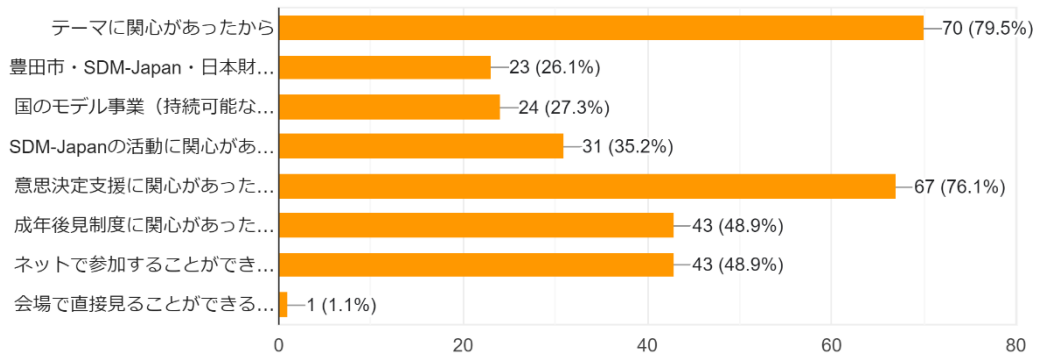
市民 14、当事者団体 6、社協10、障害福祉サービス 13、介護保険事業者2、医療関係者1、行政2、その他4、報道機関1

3 アンケート結果

(N=89)

2. このシンポジウムに参加した動機を教えてください（複数回答可）。

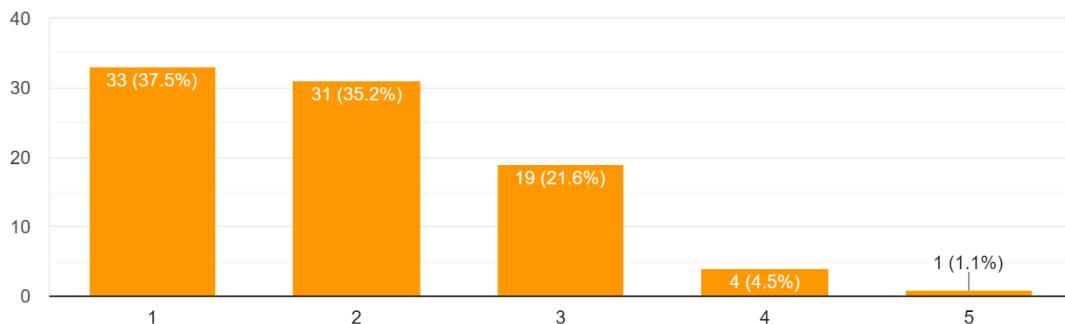
88 件の回答



第1部

①第1部：基調講演『総合的な権利擁護支援策を充実する必要性とモデル事業の概要』

88 件の回答

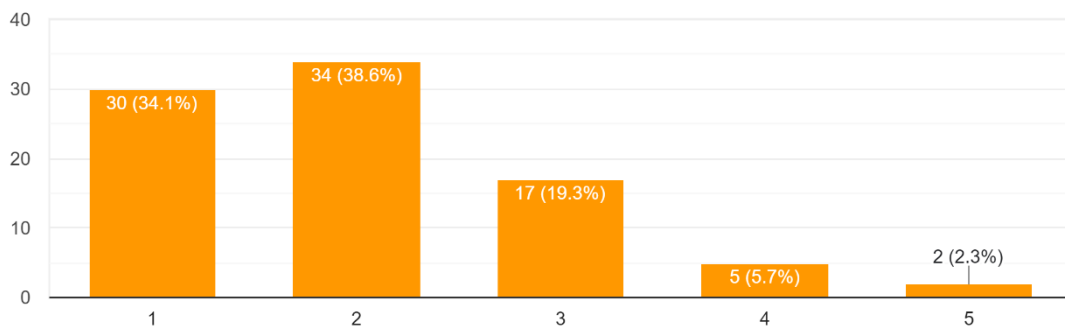


とても分かりやすかった

とても分かりにくかった

②第1部：自治体との連携による障害者・認知症高齢等意思決定支援モデル事業について

88 件の回答



とても分かりやすかった

とても分かりにくかった

① 基調講演感想

行政が絡むことで話が進んでいくように感じました。

持続可能な権利擁護支援モデル事業のお話が聞けた。日常生活自立支援事業だけでは支え切れない現実(地域格差)かわかった。

分かりやすく、まとめて下さり、改めて、なるほどおとおもいました。

マクロレベルの政策との関連は事業定着において重要と考えます。貴重な公園ありがとうございます。

スライドの最後まで聞きたかったです。

国が目指している方向性が分かりました。

制度が変わっていくのだなと実感する

難しい話をデータを踏まえてわかりやすくご説明頂きました。資料も充実していました。しかしながら、情報が多く、表面的な理解にとどまっております。

盛りだくさんの資料の中でポイントを押さえてご説明いただきありがとうございます。

知識不足をいただいた資料で補っていきたいと思います。

厚生労働省の考えがわかった。

具体的な意志決定支援についての手法及び実務についての説明が欲しかった。

まだまだ日本では難しい、と感じた。

モデル事業の概要説明ではどのようなものなのか判り難かった。

成年後見制度を主な取り組みとして始まった「権利擁護」がそれだけでは足りず、地域共生社会の実現に向けて、それを”哲学として”捉えていく必要性を国の方が意識されているとの発言があり勇気を頂きました。

GOOD

成年後見制度に計画があり、第二期計画に入って対応していることを知らずにいました。教えていただける機会があって良かったです。様々な背景をもとに権利擁護について考えることができました。

『総合的な』の意味を大きく重く、また期待を持って受け止めている。本人の wish の実現に向けて、本人が地域が自分らしく生きていく知恵を結集して向き合いたいと思う。

被後見人等を置き去りにした、支える側の都合で回っている支援のように思います。今の制度では、個人が当事者のアドボケイターとして意思決定の場には参加できません。何らかの組織に属していないと、当事者の望む援護射撃ができない仕組みになっています。施設入所者の権利擁護は幾重にも阻まれ、成年後見をつける作業ですら本人抜きで決定され、その後の意思決定も権利擁護の片鱗も見えてきません。

② モデル事業感想

豊田市の実際の取り組みについて、興味深いお話がお聞きできた。

筆者は介護保険課勤務ですので実務にも関連したお話を伺えて幸運でした。

行政が行うモデル事業にはいろいろな困難が伴いますが、成功させ全国に広がるよう応援します。

フォロワーの役割は理解できましたが、立場や地域での位置づけ、権限等もう少し詳しく知りたかったです。

これからの高齢化社会をポジティブな側面から思考を重ねる必要がある。創造力が足りないと感じています。

自治体主体で責任の所在をはっきりさせて推進していく事は大切だと思います。

本人と生活基盤サービス事業者とフォロワーさん、そして専門員さんの色分けが分かりやすかったです。

ふくしくんとけんりくんとの対話形式でわかりやすいモデル事業のご説明をありがとうございました。黄＝ご本人 青＝フォロワーさん 赤＝生活基盤サービス事業者さん 緑＝豊田市権利擁護支援委員会 の色分けについて前段でご説明があったうえで、第二部で色付き名札を付けていただいた皆様のお話を聞いたことで、理解しやすくなりました。

地域共生社会への行政の第一歩

①に同じ

良い取組と思います。成果をフィードバックして下さい。

進んでゆくうちに、判ってきました。

既存のサービス・事業、これまでのつながりから発展して、市として具体的な動きにつなげていこうとされている気概を感じました。Q&A 方式のプレゼンの方法は、広く市民のみなさんへの啓発を意識されているのかなと嬉しく案じました。

GOOD

豊田市にどんな必要性があって、どのような考え方でこの事業に取組もうとしているのか良く分かりました。国、市町村、団体、様々な立場のお話が聞けて、各立場の役割が視覚的になり、今後の動きなどイメージがしやすくなりました。

自治体の具体的な模索が始まっていることを理解した。意思決定支援の確実な一歩をとにかく踏み出すことは素晴らしいことだと思った。

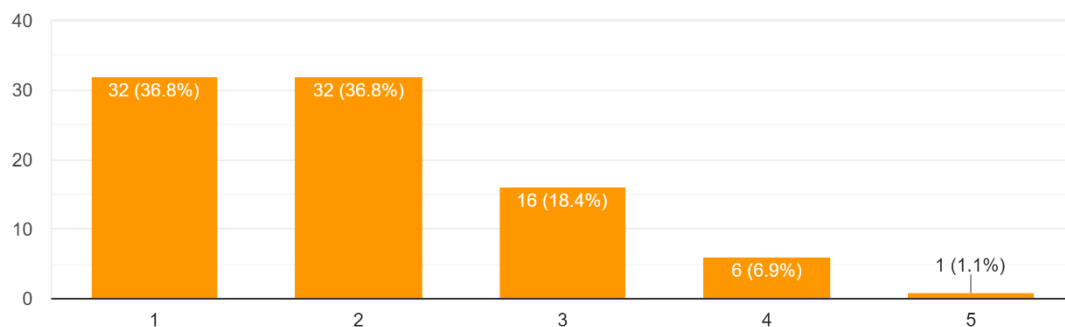
多様性が失われてしまった地域社会では、権利擁護支援に手を挙げる団体が増えても、権利擁護の問題は指の間から零れ落ちていくむなしさを感じる。

厚労省案は若干、利用者の視点に欠けるように思いました。

第2部

①第2部：実践報告（座談会形式）

87 件の回答

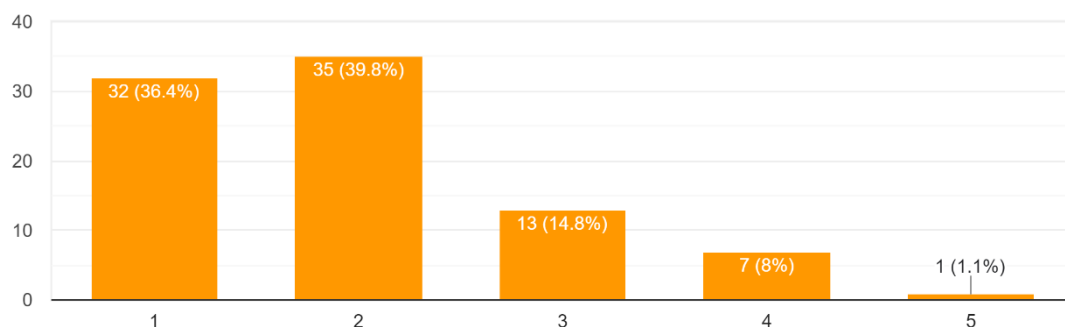


とても分かりやすかった

とても分かりにくかった

②第2部：パネルディスカッション テーマ：本...と実践とは？～実践報告を踏まえた今後の展望～

88 件の回答



とても分かりやすかった

とても分かりにくかった

① 座談会感想

フォロワーの役割がとてもよく理解できて面白かったです。

当初、ご説明だけではイメージが持ちにくかったモデル事業の内容ですが、お話を伺い、こういう事なのかと理解が深められた気がいたしました。

ご本人を交えた普段の生活と関係性の見える座談会で、実践の一端がよくわかり、とてもいい企画でした。もう一人の方も録画でも本人の気持ちが聞きたかったくらいです。

名札をつけていただくことで、誰が、どんな立場で話しているのかよくわかりました。実践知を交換することでマッシュアップされるのではないかと感じながら学ばせて頂きました。

当事者の声が聞けて良かったです。

当事者の方の日常の困りごとに関する、自由な発言がとても印象的でした。きっと身近な困りごとや傷つき体験が沢山あるのではないかと想像しました。

コミュニケーションとは何かを

支援者と障がい者、高齢者と話し合う。それ以上大切なのは、老若男女、第三者に広く知ってもらう事。そのために出来る簡単なことを行動する。やってみる。

モデル事業なのでうまく回っているのだろうとも思ってしまう。

緑の委員会がどのような介入ができるのか力加減がわかりませんでした。

青のフォロワーが買い物同行したりかなりの関わりが必要とされるのではないかと思いました。その割には権限も何もないという事について理解ができません。

サービス事業所も意思決定支援の研修が必要だと感じます。施設職員が意思決定支援を実践できることが当事者の生活にとって必要な事なのではないでしょうか。それができたら青のフォロワーはいらないのではないですか？

名川先生のファシリテーションが素晴らしかったです。

ご本人とフォロワーさん、生活基盤サービス事業者さん、権利擁護支援委員会の方から直接現在経験されていることを共有いただけたことが良かったです。それぞれの黄青赤緑の色分け付きの大きな名札で、第1部でお話いただいた内容とそれぞれのご経験を通して語られるお立場が結びつきやすく、よりくっきり印象に残ったと思います。

音声が切れ、聞き取れなかった。

フォロアーの役割が面白い。

ご本人はもとより、フォロワーの方、事業所の方も、リラックスして本音に近い発言をされているのだろうなあと感じました。次年度以降への積み重ねが楽しみだと思いました。

A little difficult to fully understand, because of speech speed.

But I agree this suggestion.

当事者の方が心地よく答えられるよう、質問の仕方に配慮された実践報告を拝見し、とても勉強になりました。

フォロワーさんは支援をするわけではないと話にありましたが、状況に合わせて支援につながるサポートもされているのだと思いました。本来は信頼のある身近な支援者がフォロワーさんのような立場で関わる事も必要だと思うのですが、人手不足もあるのでしょうか…信頼を重ねてフォロワーさんと自分の気持ちに沿った意思決定ができるようになればと思います。

意思決定支援に全力で取り組んでいく決意の熱さが伝わってきて、勇気につながる。フォロワーの方の悩みどころ、立ち位置が絶妙。

当事者の想いやフォロワーに求められるきめ細やかな対応(気づきや配慮)の必要性を感じた。担い手探しや担い手の育成が必要。そして、マッチングの際に適していない事業所職員などにどの様に断れば良いのだろうかと思像していた。

② パネルディスカッション感想

自立生活センターの理事長として、当事者として木本さまのコメントはとても重みがあり、説得力がありました。

意思決定支援を意思決定サポートとして成年後見制度から切り離すことの意義をとても感じました。

フォロワーの方の継続的な研修が必要だと感じました。また、無償ではできない月2回の訪問については、費用をだれが負担するのか知りたかったです。

当事者の方のお話が聞けて良かったです。

難しいテーマですが、どういった事が課題なのかについては理解しやすかったです。

自分らしく生きられるのが重要と考えます

もっと聞きたいと思いましたが、時間が切れで残念でした。

木本理事長の「困難」でも「できると変わる」という言葉が印象的でした。社会が変わるということは、困難だけれど何もしないと変わらない、だからやってみる！ということだと思います。豊田市の取り組みに期待しています。

各団体の活動内容と立ち位置について理解出来ました。ありがとうございます。

これからもっと俯瞰した視点で(宇宙意識くらいで)、点を線に進化することを祈ります。意志決定とは、

意識決定(意識の在り方)だと考えます。どのような意識で今を感じているのか？自分軸が理解できると他人軸がわかる気がします。そこに落としどころが見えると感じました。

大変興味深くみさせていただきました。熊田弁護士の見解がかなり現実的に感じます。

事業所にお金の管理を頼むって、今まで利益相反などと言われていたのにいいんですか？と思ってしまいます。なぜ日常生活自立支援事業ではダメなのでしょう？支援員さえ集まらないのにフォロワーが集まるのでしょうか？

それぞれの方がそれぞれのお立場からお話をされていましたが、目指すところは同じなのではないかと思えました。

熊田弁護士が言われたサービス事業者に対してこれまでの考え方を改める取組というのが難しそうで、どう展開する必要があるのか考えたいと思いました。

絶対うまくいかない、という肌感覚と同時に、赤・緑・青が役割を理解して対等な関係を作りながらフォロワーさんがうまく機能すると、世界的に新しい何かがうまくいくと

いう肌感覚がある、という木本さんのお話を聞きながら、そんな新しい何かの始まりとしての実践シンポジウムに参加できてとても幸運だったと感じています。
支援者の役割は支援者の意思が大きく作用することを考えてしまう。
本人がどのような場面で支援を受け、必要としていたかがわかり良かった。
プロジェクト委員会・WG での検討の積み重ねが感じられるそれぞれの立場に立ったディスカッションと感じました。アイドリングは十分？実践しながら成長していくことに期待します。

A little difficult to fully understand, because of speech speed.

But I agree this suggestion.

2 事例を伺うには、もう少し時間が欲しかったです。

本音が聞けたからこそ、しっかり機能させていくためにやることが見えたかと思います。

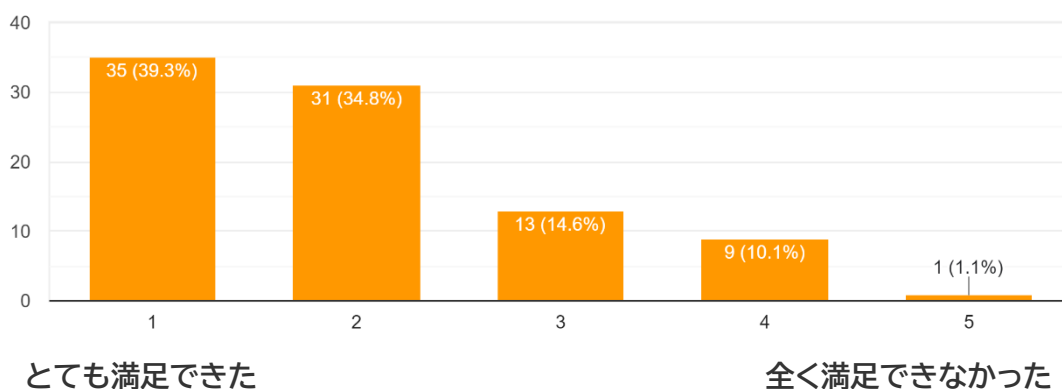
権利擁護実践に関わるものとして、自らの実践の中の、今までのあたりまえをひっくり返し、業務を見直して、勇気をもって向かい合うことが大切であると感じた。

フォロワーの方のフォロワーとしての意識の問題とフォロワーの役割をきっちり認識できる地域社会が必要。

全体を通じて

3-1. このシンポジウム全体を通じての満足度について教えてください。

89 件の回答



理由

成年後見人として活動している際に行う意思決定支援との違いが明確になると、成年後見制度についての民法改正につながっていることも理解しやすいと感じました。
ズームで参加させていただきました。

豊田市の取り組みをお聞きすることが出来て良かったです。

モデル事業の概要が伝わり、勉強になりました。ありがとうございました。

名川さん、水島さん、安藤さん、そして木本さん。とてもよかったです。

長すぎる、詰め込みすぎ

とても通信技術、動画の技術が高く、名川先生はじめ、素晴らしい登壇者がそろわ
れていた

時間が不足していたように思います。

国の方針から当事者、行政そして専門職それぞれの立場から示唆に富んだお話が聞
けて、これからのことを考える貴重な知識を頂きました。ありがとうございます。

沢山の在り方を知るのは学びになります。

どうしても自分のコミュニティを軸に思考してしまいます。固定観念を手放す機会に
なりました。

意思決定支援について、日頃から割りきれない、不甲斐なさを感じています。意思決
定を支援する、大変大切なことであることを共有していかなければならないと思いま
す。

最後まであっという間の時間でした。ありがとうございました。

大事なことの新しい取り組みを知ることができました

コミュニケーション支援の専門職であり、支援専門機関に所属しながら、そこで自分が
果たすべき役割と機能について再考することや、一市民としてこれからも意思決定支
援について考え続け何らかの実践を継続したいという強い動機付けをいただけたた
め

当事者意見がよかった

本人の最善の意思決定とは何かを知りたかった

①に同じ

つかみは理解できた。

事前に配布された資料ページ数が多すぎると感じた

good

本モデル事業における豊田市、SDM-Japan、日本財団、それぞれの役割、取組状況
を知ることができた点

まだ実践しながら試行錯誤かと思いますが、質疑応答の時間があっても良かったか
と思います。

あちこちでの実践が、また一歩進んだ成果を持ち寄って、また参加したい。

それぞれの立場で忌憚のない発言をされていて、良かった。皆さん熱い志を持ってい
るのだなぁと感じられた。

豊田市モデルをよく理解できたから。

自身が支援者として今後考えるべき要素がちりばめられており、参考になった。

登壇者や SDM-Japan(主催者)、豊田市・日本財団(共催者)へのご意見、メッセージがあればご記載ください。

会場に直接行けるのがいいのだろうが、会場参加の促しが多くて少し閉口した。調べてみると交通費往復二万超、移動時間往復 5 時間、乗り換えも多く、検討はしたものの負担が大きく断念した。オンラインが盛況だったということは、オンラインだからこそ参加できた人が多かったということだと思う。もちろん豊田市主催であることは承知しているが、会場参加なら、せめて名古屋駅近くにしてくれれば。

意思決定支援を実践される皆様の熱意を感じました。意思決定フォロワーの存在が自然に広がると社会や地域が変わる、期待感を持てます。現場の実践、地道に精進します。

ありがとうございました。

今後の事業の展開に、期待いたします。

貴重な報告をありがとうございました。

貴重な取り組みをお伝え頂き、とても勉強になりました。今後、このモデルがどの様に各自治体等に拡がり、取り入れられるのか期待したいですし、事業の検証等がされた際には結果を知りたいと思いました。

後見制度についての課題については以前から関心がありました。今後、廃止になる可能性等についても先生方の見解等をお聞きしてみたかったです。

権利擁護をこどもたちまで。拡げて考えていけたらいいなと思います。

日本財団の取り組み説明は印象的であった。

フォロワーの方、当事者の方のお話が大変参考になりました。最後の挨拶での擁護というところから本人を主体としたという意識が広がるようにしていきたいです。

我が事として捉える社会になるよう地域に働きかけたいと思います。

今後の発展を祈念しております。

貴重なお話を聞ける機会をありがとうございました。運営お疲れさまでした。

益々の発展とご健勝をお祈りします。

フォロワーという立ち位置を考える切っ掛けになった

SDM の活動は素晴らしいといつも思っています。(名川さんのファンです。)

この制度を一から作っていくのが本当に必要なのかやや疑問に思っています。意思決定支援は一部のフォロワーのような方が習得する考え方でなく、施設職員、後見人、日自の専門員、生活支援員、行政職員、地域住民、その他全ての人に必要なものだと思います。

勧告に応えるため、意思決定を支援する仕組みを考えなければいけないのですが、福祉現場を混乱させるような気がして心配です。当事者の方々と共に作っていくのが解決策の一つかと思っています。

大変良い研修でした。皆さま苦勞様でした。ありがとうございました。

他の地域に同様のシステムが広まることを祈念しています。

今の成年後見制度はおかしい点が多々あるので、大変かと思いますが期待しています。

貴重なシンポジウムへの参加の機会をいただけて感謝しております。

ありがとうございました。

成功例ではなく、失敗例として、どのようなことがあり、どう対応したのか、そしてどのように対応したのかをご教示いただきたい

アーカイブお待ちしております。

これまで見えなかったことが見えてきました。これからもモデルケースを通して理解を深める必要を感じています。

次年度以降の取り組みにも大いに注目させていただきます。

ここに書いていいものか悩みますが、一部視聴できていなところがあり、動画配信の話もされていたと思いますが、再視聴できますか？

I would like to visit in-person someday. Because our team works in this project too in Taiwan. If there is any chance we can join, please invite us. Thanks. Our team members can also speak Japanese. Don't worry about communication.

日常生活自立支援事業に長年携わってきた経験から、事業のみではカバーできない支援、当事者のニーズがあることを理解しており、本モデル事業のような展開が今後、多数の自治体で試行されることは、喜ばしいことと思います。一方で、フォロワーさんの育成、そして支援が、今後、課題となるのではと拝察します。

勇気と熱意ある取組みに、共に参加し、エールを送る関わりをしたい。

取り組みの途中段階だと思いますので、経過の報告会があれば参加したいです。また、今後、精神障害の方の事例(病状の影響を受けた状態での意思について、どう寄り添っていくのか?)なども聞かせてもらえると参考になります。

これからも、よろしくお願いいたします。

当事者の意思が尊重されることが、当たり前になる社会実現できるといいですね。

大変貴重な時間をありがとうございました。

令和 4 年度 支援者向け意思決定支援研修会 開催報告書

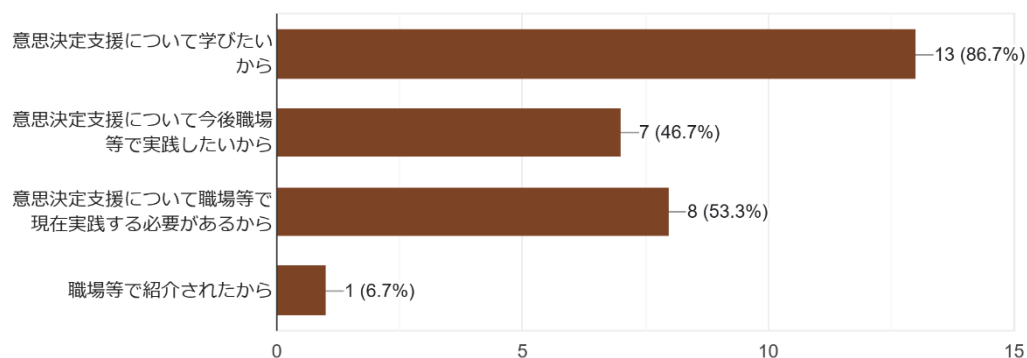
1 参加者数

合計21名(地域包括支援センター職員、ケアマネ、相談支援専門員など)

2 アンケート結果(N=15)

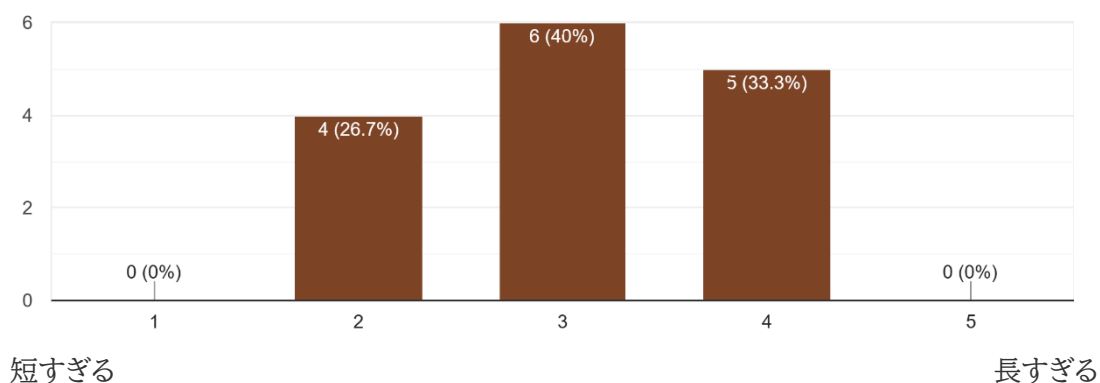
1. この研修に参加した動機を教えてください(複数回答可)。

15 件の回答



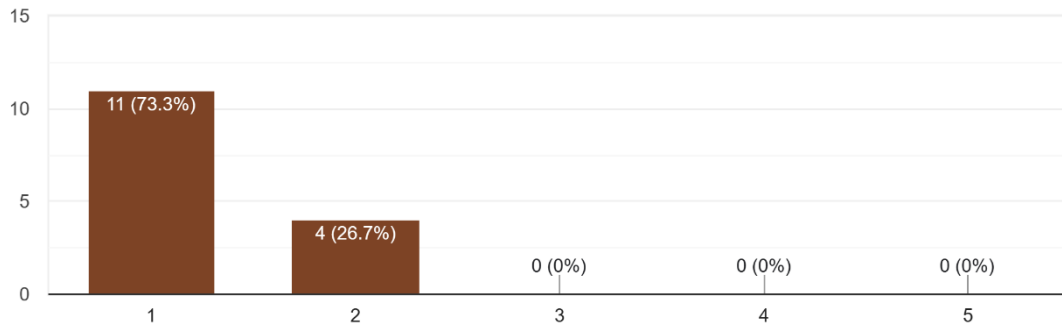
1. 研修全体の長さについて教えてください。

15 件の回答



2-1. この研修全体を通じての満足度について教えてください。

15件の回答



理由をご記入ください(任意)

- ・難しかったが大事な事だと改めて確認できた為
- ・日々の職務において、専門職の視点からつい利用者様に対してサービスありきの説明を行いがちです。しかし、本日の研修では本人の意思を十分に確認することの重要性を学ぶことができました。利用者様との関わりの際に本人への意思決定支援において今後は本人が意思を伝えられる環境づくりに努め、引き出すことを心掛けたいと思いました。
- ・職場や自身の成年後見支援活動に活かせる内容でした。
- ・とても勉強になったのと、ネット等で資料を検索するとそうだろうなと思って、しっかり説明できていなかったところが学べた。
- ・何度も同じ研修を受講したが今回納得できた。
- ・内容的には二日間くらいみっちりやると面白いと私は感じました。しかしながら、参加者の皆様もお忙しいとおもうので、短い間は残るものの、適当ではないかと思います。

講師へのご意見、メッセージがあればご記載ください。

- ・全国にも広くおねがいします。
- ・とても勉強になりました。ありがとうございました。
- ・素晴らしいですね、もっと聞きたい
- ・SDM の研修に興味があります。
- ・日本の文化もあると思いますが、誰もが自由に、意志を表明し、自己実現を支えられる社会に変化していけたら、と思います。

【講義】 豊田モデルの説明、本研修の 趣旨（安藤）

- ・専門職ではない方がフォロワーとして関わることで本人の思いを引き出す可能性が高くなることも考えられ、フォロワーの活動の裾野がより広がると良いと思います。
- ・豊田市の現状も知る事ができて、フォロワーの役割も分かりました。
- ・とにかく、初めて聞いたことなので何もかもなるほどと感じた。
- ・施設で勤務する立場上、金銭管理代行は難しい(職場の監査で問題になる)社会構造上、今後必要なことは理解できる。
- ・身元保証団体ではないが、契約で有償代行支援サービスが、この地域で、顔の見える関係の中で、発足し活動されるようになると、そうしたスキマを埋められるのではないのでしょうか。

【講義】 フォロワーの活動事例紹介(安藤)

- ・実際どのように動いているのか分かり、もっと具体的に知りたいと思いました。
- ・もう少し知りたかった
- ・やってみたいとおもいました
- ・最後に意思決定フォロワーって何だろう？という問いで、3、4 分話し合いしてもいいかもと思いました。(導入的な感じ)

【講義】 意思決定支援の基礎(名川)

- ・意思決定支援には、最善の利益、意思と選好の最善の解釈、表出された意思・希望の3つの考え方があり、法律行為や医療上の重大な決定においては本人の意思に叶う叶わないに関わらず、最善の利益が優先されやすいと説明を受け確かにそうだと納得できました。ただ日常生活における意思決定では必ずしも最善の利益が優先されることが望ましい訳ではなく、支援の際にはそのことを意識する必要があると思いました。
- ・3つの原則で最善の利益というのが3番目という事をしっかり他にも伝えていきたい。
- ・おもしろかったです
- ・とても勉強になりました

【講義】 ガイドラインの構造(水島)

- ・事例を交えながら認知症高齢者に対してどのように支援することが望ましいのか再確認できたのが良かったです。
- ・分野ごとのガイドラインが不思議であった。よく読み込みます。
- ・事例検討は同じ資料で事業所内で実施した事があったがより詳しく、違う視点もあり学びになった。
- ・とても勉強になりました

【講義・演習】 認知症ガイドラインなどに基づく意思決定支援のプロセス(水島・本間)

- ・事例を交えながら認知症高齢者に対してどのように支援することが望ましいのか再確認できたのが良かったです。
- ・文江さんケースでは同じような環境での本人の意思決定が最近あり、本人の表情や決定内容からずっともやもやしていたので今日聞けてスッキリした。意思は変わるもの、時間をかけて聞くもの。もう一度別の状況で聞いてみようと思った。
- ・とても勉強になりました
- ・二つ目のグループワークでは、代弁が支援上とても良い方法であり、代弁をもっとしていこうという方向に進んだ為、とてもビックリしました。本当に代弁って本人の意思決定支援になるの？と一旦立ち止まって考えるよう促すだけで、時間的に難しいですが、もう少しじっくり話し合えば良かったと思いました。

【講義・演習】ご本人の選好の記録化と共有(名川)

- ・最後のワークでは、記録の仕方によっては伝わる点と伝わらない点があることがわかり、今後記録を残す上で本日の学びを取り入れていきたいと思いました。
- ・本人の発想を皆で共有するとまた想像することができる。
- ・記録の取り方、記録の積み重ね方を今事業所で使っているものをより良くしようと思いました。
- ・内容が多すぎたので、実践編をたくさん掘り下げて学びたいと思いました。
- ・とても勉強になりました
- ・記録を意識して行い、共有しないと、意思決定支援が正しく十分にできないとわかり、実践していきたいと感じました。

2023-1-12 第2回豊田市地域生活意思決定支援プロジェクト全体委員会

10時00分～ 時 分

○加藤 では、本日は御多忙の中、御出席いただき、誠にありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまより第2回「豊田市地域生活意思決定支援プロジェクト全体委員会」を開催いたします。

私は豊田市福祉総合相談課の担当長の加藤と申します。よろしくお願いします。

それでは、お手元の次第に沿って協議を進めてまいります。

また、新型コロナウイルス感染症防止の観点から、会議室で参加いただける皆様はマスク着用をお願いします。

円滑の進行のため、御協力よろしくお願いいたします。

では、まず資料の確認をさせていただきます。

お手元の次第の裏面に本日お配りしてある資料が記載されております。そのほか、会場では席次表や地域共生社会推進全国サミットのチラシも一緒に入れていただきましたので御確認をお願いします。

なお、本会議は公開により実施しております。

本日は、厚生労働省や他自治体、その他関係者を含めてZoomで傍聴されている方もいらっしゃると思います。あらかじめ御了承、よろしくお願いいたします。

では、初めに、豊田市地域生活意思決定支援プロジェクト全体委員会の熊田委員長より一言御挨拶をお願いします。

○熊田委員長 弁護士の熊田です。

第1回の委員会、欠席いたしまして申し訳ありませんでした。今回の事業の前提となります厚労省の関係での作業チームの部会員をしていた関係もありまして、進行役を引き受けさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

○加藤担当長 続きまして、本日の出欠状況と委員紹介に移ります。

委員の皆様につきましては、資料1、委員名簿のとおりとなりますので、御確認をお願いします。なお、菊地委員については本日欠席の御連絡をいただいております。

また、リモート参加における発言の方法ですが、御発言される場合は挙手または手を挙げるボタンでの意思表示をお願いいたします。発言者は委員長からの指名に基づき御発言をいただくようお願いいたします。

では、以降、熊田委員長に会の運営をお任せいたします。よろしくお願いします。

○熊田委員長 それでは、座ったままで進行させていただきます。これから私のほうで取り回しをさせていただきます。

それでは、まず初めに、会議の運営ルールの確認を行います。事務局のほうからお話をお願いいたします。

○安藤委員 よろしくお願いします。豊田市役所福祉総合相談課の安藤でございます。よ

ろしくお願いします。

お手元にお配りしました資料2のパワーポイントの資料を御覧いただきたいと思います。
めくっていただいて2ページです。

前回同様ですが、会議運営ルールを御参照いただければと思います。

まず1点目でございます。会議では、何々先生とかではなくて何々さんと呼び合って柔軟に話しやすい雰囲気でお話ができる環境をつくっていきたいと思います。

2点目でございます。本事業はあくまで御本人が中心でございますので、そういった考え方の下、意見交換ができればと思います。

3点目でございます。この事業に関しては、法律であったり福祉であったりいろいろな分野の方がいらっしゃいます。そのため、専門的な知識は、できるだけ分かりやすい言葉で言い換えながらお話しいただければ幸いです。

4点目でございます。1回の御発言につき3分以内を目安ということでお話しいただければと思います。多くの方にいろいろなお話をいただくことが重要かと思っておりますので、そのような御協力をお願いいたします。

最後、5点目でございます。先ほど申し上げたところと重なりますけれども、委員全員が御発言できるようにお互いに考えながら御発言していただければと思います。

それでは、会議運営ルールについて、以上でございます。

○熊田委員長 それでは、議事次第に従いまして進行させていただきます。

2番目の「議事」に入ります。

初めに（１）、私のほうで前回お出しいたしました指示事項と、それから、ワーキング等での検討状況について報告1ということで事務局より順次説明をお願いいたします。

今、事務局のほうからもお話がありましたように、気軽にというか、分かりやすい言葉でというか、何かそんな形で進めていただければというように思います。

では、事務局のほうから順次お願いいたします。

○安藤委員 引き続き豊田市、安藤より御説明させていただきます。

資料は先ほどの資料2、御覧いただきたいと思います。

めくっていただきまして、報告事項1に関しては4ページからに入ります。具体的な内容は5ページからになりますので、まずは5ページをお開きいただければと思います。よろしいでしょうか。

前回、熊田委員長より御提示ありました指示事項と、今回、その指示事項に対して進捗状況を報告するというような形を取っております。大きく5点の指示事項をいただいております。資料の構成としましては、太字、黒い字で書いてあるものが指示事項、それに対して矢印で書いたものが本日の報告事項というような関係性になっております。

1点目でございます。この事業を利用する利用開始から実際の活動や支援までのフロー図を作ってくださいと。どのような流れで支援が開始するのかということが分かるようなものを整理してくださいという指示事項になります。こちらに関しては、本日の報告事項

として御報告させていただきます。なお、今日お示しするフロー図も、まずはこういった形で進めていき、適宜実践例を増やす中で修正をかけながら熟度を高めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

2点目でございます。意思決定フォロワーに必要となる研修の案という指示事項ですが、こちらは本日、ワーキングの検討状況という形で研修の骨格について御報告を行うことを考えております。まだまだ検討途中でございますけれども、今の進捗を御報告する形になります。

3点目です。日常的な金銭管理の範囲及びその透明性が確保できる管理の仕方という指示事項がございます。こちらにも継続検討中にはなりますが、意見交換のテーマにも関係しますが、モデルケース2事例が開始されております。その状況をお話しさせていただいて、この2事例の金銭管理の状況について皆様と共有できればと考えている次第でございます。

4点目です。このフォロワーや日常的な金銭管理を行う事業者を支えたり監督をする権利擁護支援委員会、このような組織がありますけれども、そこに必要となる機能は何かという整理をしてくださいという指示事項をいただいております。こちらにもまだまだ検討中ではございますが、意見交換の参考としてアドボケイトワーキングが中心となって検討しておりますので、その状況を御報告したいと考えています。

最後に、本プロジェクトの有用性を伝えるような普及啓発についても示してくださいという指示事項ですが、こちらは別途、報告事項の2という形でシンポジウムの案を提示させていただければと考えております。

では、次のページから具体的な進捗等の報告になりますので、御覧いただければと思います。6ページです。

前回お示しさせていただいた資料を少しブラッシュアップしておりますけれども、基本的な考え方はこの前、御了解をいただいたスキームでございます。多様化・増大するような権利擁護支援ニーズに対して、これまで金銭管理や意思決定支援、そして、それらが適切に行われているかどうかということを一まとめにしながら御家族の方がケアされたり、成年後見制度において後見人が実施をしてきましたけれども、先ほど申し上げたニーズに対応するには持続可能な形を取っていく必要がある。そのためには、それぞれの活動や支援を性質ごとに分けながら、皆が得意分野を生かしながら支える仕組みが必要があるので、このようなスキームにしております。

具体的な絵は下のとおりでございます。御本人を中心にしながら、まず右手にはフォロワーということで、意思決定を支えるような役割の立場。左手には赤い部分に書いてありますけれども、生活基盤サービス事業者ということで、日常的な金銭管理や支払い等の支援を行う事業を立ち上げながら支えていくというところで、この2つのニーズをケアしていこうという形になります。

ただ、この絵にも描いてありますけれども、この2つの立場だけで意思決定支援を支えるのではなくて、チームと書いてありますが、いろいろな関係者が関わりながら実施して

いくことが重要かと思っております。

そして、各いろいろなチーム、Aさん、Bさんというようなチームがある中で、それらを支える役割、フォロワーの支援であったり金銭管理の事業者への定期的な確認を行う役割として権利擁護支援委員会を立ち上げております。

その権利擁護支援委員会にも3つの要素がございまして、1つ目は事務局ということで、こちら、豊田市が担っておりますけれども、フォロワーや事業者の日々の相談を聞いたりとか、あとは月次報告を受けたりしております。

2点目は、合議体、会議体も設けておりまして、当事者の関係の方とか市民後見人の方とか福祉の関係の方とか弁護士に入っていただきながら、毎月の状況を確認したり、あとは金銭管理の監督を行う専門員を選任したり、そして、少し事務局だけでは対応が難しい重要な場面の助言をこの合議体で話し合いながら考えているという状況になります。

さらに話し合うだけ、助言だけでは難しい場面も出てくるかと思えますし、先ほど申し上げた金銭管理のチェックをする具体的な役割を持つ方として、弁護士や司法書士などをお願いする形で専門員という形を取っているところでございます。

これらの事業を一番下のベースとなっている豊田市で実施主体となりながら回している形が大きなスキームになります。

さらに具体的な状況を見ていきたいと思えます。7ページを御覧ください。

前回までお示しした内容を1枚に少しコンパクトにまとめさせていただいたものになります。まず上から見ていきたいと思えます。御本人さん、この事業を利用することによって生活の質を向上されるとか支援を受けながら意思決定を進めることができ、金銭管理のニーズを解消することができる御本人さんの像としては以下の3つの点の対象者を想定しながら事業を進めていきたいなと思っております。

上の右手に書いてありますが、吹き出しに書いてある点は前回、熊田委員長からお示しいただきましたが、この事業に関しては、生活基盤サービス事業者の既に実施する介護保険サービス等を受けていらっしゃる利用者を想定しています。そのため、サービスの提供を受けてない方に関しては日常生活自立支援事業から始めていただきながら、サービスの導入であったり契約能力の確認をしながら実施することが望ましいのではないかと整理しております。

このような対象者に対して、事業としては地域生活意思決定支援事業を実施していくのですが、さらに建てつけとしては大きく2つの事業を設けている形になります。

左手のが意思決定フォロワー推進事業というものになります。この事業に関してはフォロワーと権利擁護支援委員会の一部の機能が関わっているイメージになります。

もう一点、事業を設けておりまして、豊田市生活基盤サービス事業というものになります。こちらの事業に関しては生活基盤事業者と権利擁護支援委員会の一部の機能が関わっているといった事業の立てつけになっており、これは行政的な扱いにはなりますけれども、このような考え方で進めているところでございます。

左から順に見ていきたいと思います。意思決定フォロワーに関しては、豊田市が委嘱した市民ということで、当面は市民後見人の養成講座を修了された方を想定しておりますが、現在、研修ワーキングで検討しているように、今後はフォロワーの養成講座も考えていきたいと思います。また、前回、永田委員からも御指摘いただきましたけれども、その財源に関しては寄附等も活用する形を想定していきたいと考えております。

御本人との関係性、フォロワーと御本人、どういう関係なのかということ、この事業を利用するという要綱に基づきながら豊田市から派遣する形と考えております。

フォロワーの役割は月2回ぐらいの定期的な訪問、この内容については後ほど三井委員や阪田委員から補足いただければと思います。状況を補足いただければと思います。

具体的な役割としては、生活をどうしていくのかということと一緒に考えながら、本人の意思決定の後押しをしていく役割。そのため、支援者ではなくて支持者という言葉、フォロワーという名称にしております。

このフォロワーに関しては、一番下に書いてありますけれども、月3,000円の実費弁償を考えているところでございます。こちらは日常生活自立支援事業の状況とかを加味しながら考えています。さらに、この3,000円の構成としては、御本人の負担の部分と公費で見る部分を分けながら、その割合については生活保護や非課税の方とそれ以外の所得の方というように分けながら整理していきたいと考えております。

あわせて、このフォロワーを支援する役割として権利擁護支援委員会が一部機能を持っております。それがこのフォロワー事業の右手に書いてある部分になります。権利擁護支援委員会の中でも合議体と意思決定支援担当の専門員によってそこを支えていくような形になると思います。

御本人との関係性については、この事業の要綱に基づきながら市が設置した委員会からの派遣という形と考えています。

具体的な役割でございますけれども、意思決定フォロワー推進事業に関しては、毎月、その活動状況、フォロワーの活動状況を確認しながら、何か御本人にとって重要な意思決定の場面をどのように進めるかということのを助言する仕組みを整えております。

あわせて、その助言だけでは難しい場合には、この支援担当の専門員を派遣しながら、例えばケース会議に参加するなども想定しながら支援者との相違や疑義を解消していく役割と考えています。

この意思決定フォロワーを支えるような意味合いでの権利擁護支援委員会の費用に関しては、御本人負担はなく豊田市が体制として整えるという考え方で公費で事業運営をしていきたいと考えております。

この理由としては、資料の四角に書いてありますけれども、この事業は福祉的な範囲ではございますが、市民が自らの生活を意思決定できる環境づくりを進めるものであって、そうしたものは基盤となる部分であり、行政が整えるべき下地と考えておりますので、こうした考え方を持っております。

あわせて、もう一つの柱でございます生活基盤サービス事業に関しては右手になります。ちょっと順番が逆転しますが、まずは赤色の部分、生活基盤事業者を見ていただければと思います。

この日常的な金銭管理等を支える生活基盤事業者に関しては、豊田市の指定を受けた介護保険や障害福祉を実施されているサービスの事業者を今は想定しているところでございます。本人との関係性、事業者と本人は重要事項説明書によって説明、理解をしていただいた上で、豊田市が定めた契約書において関係性を結んでいただく形になります。

役割等に関しては金銭管理や支払い等の見守り、助言であったり、場合によっては預かりとかそういったことを実施していく役割になります。

事業者の運営費用としては、月4,000円ぐらいを考えておりまして、この4,000円という額は、市内の社会福祉法人が任意で現在実施している金銭預かりの事業がございまして、この平均値を取ると2,300円ぐらいになります。ただ、フォロワーとのやり取りや権利擁護支援委員会のチェックを受けるなどいろいろな要素を含んできますので、そこを少し上回る設定で事業者さんにはこの額で運用をしていただくイメージと思っております。負担の割合はまた後ほど説明します。

このサービス事業者の状況をチェック、監督するような要素としても権利擁護支援委員会は働くイメージを持っております。そちらが真ん中の緑色の右側にありますけれども、合議体と金銭管理監督担当の専門員によって支えるイメージになります。

金銭管理の監督担当に関しては、当面は後見監督等の実務経験がある弁護士や司法書士を想定しているところでございます。このチェックに関しては、契約書の中に定期的な監督を受けることを規定しながら緑の人が必ず関わる形を設けているところでございます。

合議体には選任を行ったり、場合によっては契約で何か重要なものが出たときには助言を行うことを想定しておりますし、あとは専門員として選任された弁護士、司法書士が四半期ごとにその金銭管理の状況を確認するイメージでおります。

この費用に関しては、月額8,000円という形で、この専門員には運用していただければと考えているところでございます。8,000円という設定は、東京家庭裁判所が成年後見の報酬の目安を出しておりまして、それが月額2万円となります。さらに監督人と後見人がいる場合は、その半分の額が報酬になります。そのため、1万円を少し下回る額として、後見よりは簡易な事務になりますので、少し下回る額として8,000円という額を設定しております。

この生活基盤サービス事業に関して、公費負担と本人負担の考え方は介護保険に近いものを取り入れている状況でございます。考え方なのですが、日常的に必要な範囲の金銭管理、つまり、年金の管理であったり生活費やサービスの支払い、光熱費といったものは誰しが必要となる部分でございますが、逆に言うと、誰しもがリスクを抱える可能性があるとも言えます。このような実態がございまして、必要な費用を皆で分担する考え方が適当ではないかということで介護保険と同様の負担設定割合にしているところ

でございます。

これらの金額は、今、申し上げた根拠や考え方によって設定をしておりますが、また事業を運営していく中で状況を見ながら変更していきたいと思います。ただ、今の開始の段階ではこのような形で進めていきたいと考えていますので、御了解いただければと思います。

次が指示事項となっておりますフロー図になります。8ページになります。

これは上から順に流れていくフロー図になりますが、まずは御本人がこの事業を利用したいという意思、希望から相談を受ける形から開始していく形になります。最終的な形としては、豊田市で事業を説明したり、あとは地域包括やケアマネ、相談支援事業所がプランの相談をする中で、他のサービスと同様に本人のニーズなどの状況に応じながら、この事業を紹介する形かと想定しております。

その中で、福祉サービスを未利用だったり、契約能力が不十分な方に関しては、日常生活自立支援事業へつなげる形かと考えています。

具体的な利用にあたって、まずは市に利用登録にいただき、生活基盤サービス事業者とは市が用意した重要事項説明書で御理解いただいた上で、こちらも市が用意した契約書を用いて契約を行っていただきます。意思決定フォロワーはマッチングの後に派遣という形で本人は事業の利用を行っていただきます。その後、フォロワーは定期的に本人の下を訪れていただいて、いろいろな話を聞いたりしたりしていただく形と考えています。

一方で、生活基盤サービス事業者に関しては、契約に基づき、日常的な金銭管理等を実施していただく形になります。

それぞれ、毎月の実施状況や活動状況を報告いただき、事務局が実績を確認して、そして、毎月開催する合議体、権利擁護支援委員会に実績報告を上げるという監督をしていきたいと考えています。実績報告を毎月行いながら四半期に1回、つまり3か月に1回の頻度で、金銭管理の監督をする専門員がチェックをかけていきます。

意思決定フォロワーに関しては、何か意思決定で重要な場面に生じたときに、意思決定の担当の専門員が必要に応じて派遣される形で支援をしていきたいと思います。

○熊田委員長 では、よろしくお願いいたします。

○名川委員長代理 それでは、資料を1ページめくりまして10ページのほうを御覧ください。

研修ワーキンググループというのを以前から立ち上げておりますが、本格的に検討を始めましたのがこの10月以降からでございます。現在のところは、この図のような構成を考えております。すなわち、現在、フォロワーさんとしては後見人養成講座のほうの修了者のほうになっていただいておりますけれども、将来的にはもっと広げたいというように考えているところでございます。

後見人の養成講座としては左のようなプログラムがございますので、ある程度共通的に考えられるところについてはそのプログラムのほうを踏まえて行う。基礎講座を終えたと

ころで右側のほうのプログラムの必要な部分を履修していただくというような形を取ってはいかがかなというように考えているところでございます。

それから、同様に、左のほうを修了しないで直接にゼロから右側のフォロワーの養成研修というのを始める方というのも将来的には構想しておりますが、その場合にも左のほうの基礎講座のほうと共通部分を踏まえた上で基礎研修をしていただき、それに追加研修という形を構成してはどうかというように考えております。

基礎研修のほうはどちらかというと知識で学んでいただくというよりも、今まで思っていた物の見方と例えば人の支援の関わり方について、いかにも支援者的な関わり方をするというのではなくて付き合っていくというようなところで少し関わり方の基本というか距離感が異なってくるコンセプトというのもございますので、その辺、演習等を通じて身につけていただくというところが割とメインとなるのかなというように考えております。

そういう意味では、プラスで基本的な構造ですとかフォロワーさんのやるべきことですか、そのような知識学習的なところについては追加研修ですとか、そのほかのところでおいおい学んでいくというような構成を考えてはいかがかなというように今のところは委員の皆さんと考えているところでございます。ただし、全体としてハードルを上げたくはないというのがございますので、あまり専門性が高くないこと、それから、ボリュームが多くならないことというのも念頭に置かなければいけないなというように考えておりますので、その辺をこれからどういうように絞っていくかということはある程度調整しながら明確化していきたいというように考えているところでございます。今のところ、そんなところでよろしいでしょうか。

○熊田委員長　ありがとうございました。

では、続いて、アドボケイトワーキングの検討状況についてお願いいたします。

○水島委員　アドボケイトワーキングの検討状況については水島から報告させていただきます。

アドボケイトワーキングの検討に関して、次のスライドを御覧ください。

第1回全体会以降、2回のワーキングを開催いたしました。特に、モデルケースの進捗状況等を見て、本事業開始に当たり本人の意思決定支援のための環境設定が適切に行われているかどうかを検討しつつ、本事業で使用する各様式やフローについて、本人の視点に立つというアドボケイトの視点から見て必要な事項が盛り込まれているかどうかを検討いたしました。

さらに、権利擁護支援委員会と専門員の役割について整理を行っております。専門員に関しては生活基盤サービス事業者に対する定期的な金銭管理監督を担当する役割と本人・フォロワーの支援、こういったものを担当する役割の2種類が想定されており、特に後者の専門員については合議体により専門員の派遣がなされる形を取ることで独立性を維持しながら活動することが期待されるということでございます。

以下、第5回、第6回のそれぞれの議論状況でございますが、ポイントのみ申し上げます。

すと、モデルケースの進捗について具体的にマッチングの状況について報告を受けております。その報告を受けた上で、例えばフォロワーと本人の立ち位置を考えると、フォロワーだけに本人情報を事前に提供するということは果たして相当なのか、本人とフォロワーだけが話す時間を確保することも重要ではないか、あるいはマッチングの会合が終わった直後に希望を聞くのではなく、本人、フォロワーそれぞれに対して、事後に落ち着いた段階で個別に感触を確認することが必要ではないか、といったことなどについて議論をしております。

専門員の立ち位置については議論を継続しているところでございますが、本人の全体像を俯瞰して見るという立場だとするならば、あえて監督あるいは支援の部分に分けて考える必要はないのではないかというような御意見もありましたし、他方で、アドボケイト視点、本人の側に立つというアドボケイト活動を展開する観点からすると、同じ専門員がそれぞれ担当するというのはなかなか難しいのではないかというような御指摘もございました。引き続きアドボケイトのあり方について、検討を続けてまいりたいと存じます。

以上です。

○熊田委員長　ありがとうございました。

では、続きまして、次、評価ワーキングの検討状況について、御報告をお願いいたします。

○森地委員　それでは、森地から報告させていただきます。オンラインにて失礼いたします。

評価ワーキングでございますが、この間、2回開催いたしまして、内容的には今、お示しさせていただいているような検討状況となっております。

まず、前提として評価についてということで、これは評価ワーキングの新藤委員から御提供いただいた資料なのですが、こちらを確認させていただきます。

こちら、評価は5階層ということで、ニーズ評価、セオリー評価、プロセス評価、アウトカム評価、効率性評価という5段階がございます。

ニーズ評価というのは、このプログラム、ですから、この事業のニーズがあるかどうかということをもまず評価する。

セオリー評価というのは、実施する事業の構成プログラムが妥当なのかどうなのかですね。その目的が達成できるのかどうかということを確認するというものです。

プロセス評価というのが実施してみてその中でどういうことが起こっているかということを確認するというものでございます。

アウトカム評価、インパクト評価というのが実際プログラムを行ってみて、その効果がどうだったのか、それがプログラムのおかげなのかどうなのかというのを確認することでございます。

効率性評価、これがプログラムにかかる費用がどうなっているのかということでございます。

今年度につきましては、ここの中で、赤で囲まれているニーズ評価、プロセス評価、アウトカム評価ということで、この3つをさせていただきます。セオリー評価につきましては、今年度は試行的に実施して、実践を実施しながらこのプログラムを構成しているというところもございますので、今年度はこのプログラム自体の評価というのはすることは想定しておりません。

あと効率性評価、これはいわゆる費用対効果についてになりますが、こちらも今年度はモデル事業ですので実際的には本事業が実施されるようになってから評価をするものになるかというように想定しております。

具体的にこのニーズ評価、プロセス評価、アウトカム評価で何を行うかというのが上に書かせていただいているところでございます。

まずはニーズ評価です。こちら、この後、御説明があるかと思いますが、今年度2ケースの方についての意思決定支援の取組を行っているところでございますが、その辺りでいわゆる支援ニーズがあるかどうかというところをまず確認をするということでヒアリングをしております。これはもう既に済んでおりまして、それぞれそういったいわゆるフォローさんによる支持が必要だというようなことを確認しております。

その次に、これはこの事業、本年度事業を実施した後の話でございますが、プロセス評価とアウトカム評価を行う予定でございます。

プロセス評価につきましては、こちら、それぞれの役割ごとの行うべき内容の整理表というのがございますので、そちらを基にチェック項目を作成しております。そのチェック項目に関して行ったか、行わなかったか、あるいは非該当という場合もございますが、その3区分でチェック評価をさせていただき、それぞれの想定されている実施内容と実際どうだったかというところを照らし合わせて確認させていただくということを想定しております。

最後、アウトカム評価につきましては、これは今年度事業を実施した後に御本人さんにニーズとして挙げた課題が解決できたかどうかということをヒアリングしていくということで想定しております。

あと2回、委員会がございますので、順次、まず先ほど申し上げたニーズ評価の結果を御報告し、最後、今年度、全体的なニーズ評価、プロセス評価、アウトカム評価の結果について御報告する予定でございます。

以上でございます。

○熊田委員長　ありがとうございます。

では、その後、続けて事務局のほうでモデル事業の概要等について御説明できますか。

○安藤委員　ありがとうございます。替わりまして安藤より報告させていただきます。

13ページを御覧いただければと思います。

実際、現段階で2ケース、モデルケースが開始されております。具体的な活動や支援が開始されている段階になります。お二方、左手に書いてあるのは高齢者であるAさんのケ

ース、右手に書いてありますのが障害者、障害のあるBさんのケースということになります。

まず御説明に入る前に1点、修正をお願いしたいのですけれども、高齢者のAさんのケースの最初に書いてありますが、介護度に関しては誤植がありまして要介護4になります。要介護5を4に変えていただければと思います。その上で、高齢者であるAさんのケースから御報告させていただきます。こちらは、前回からお話しているとおり、三井さんの社会福祉法人旭会さんで実施していただいているケースになります。

御本人さんが70歳代の女性。そして、今、申し上げたとおり、要介護4で軽度の認知症の状況が見られる方です。特別養護老人ホームに入所している方になります。

このAさんのフォローに関しては、実際にもう既に市民後見人をやられている方にフォローとしても関わっていただいております。

このフォローに関しては、月に2回、この施設、特養のほうに伺っていただいて1時間程度お話をしている状況になります。

この訪問の中では、例えば佃煮を買いたいものだけでも、施設ではなかなか対応してくれないといった希望であったりなどお金の使い道に関するお話がでてきたり、あとはこれ以外にもコロナの濃厚接触によって隔離されて嫌だったとかのお話を聞きながら信頼関係の構築に努めている状況でございます。

高齢者であるAさんに関しては、日常的な金銭管理は社会福祉法人、こちらは三井さんの法人で実施していただいている形になります。

支援している内容に関しては以下のとおりでございます。

まず体制としては、管理者として施設長、そして、具体的なサービスの責任や支援をする方としては、同じ建物の中の別事業のケアマネを配置していただいている状況であり、複数の方で実施していただいている形になります。

こちらのAさんの場合はちょっと背景がありまして、実はもともと社協で支援していたケースでございます。そのため、実際は印鑑を今も社協で管理していただいているのですが、できるだけモデルケースとして運用を見ていくために関与を少なくするような形で調整をしているところでございます。

具体的な内容としては、施設の利用料等は引き落としの設定で手続していただいておりますので、日々使うようなお小遣いとか日用品のような数千円程度であったり、予備用として1万円程度という現金を管理していただいて、必要なときに支払いをお手伝いしていただいている形になります。

こちらの定期的に監督を行う金銭管理の監督担当の専門員に関しては、市内のリーガルサポート所属の司法書士をお願いしています。

続いて、右手でございます。障害のあるBさんのケースになります。こちらは阪田さんのいらっしゃる無門福祉会さんで実際の支援をしていただいているケースになります。

御本人さんは50歳代の女性になります。知的障害で手帳を持ってらっしゃる方ござい

ます。グループホームのサテライトという扱いでございますけれども、市内のアパートで一人暮らしされている状況でございます。日中は市内の民間企業で清掃、お掃除のお仕事に従事されています。

Bさんのケースのフォローに関しては、市民後見人の養成講座を修了された方をお願いしているところでございます。

Bさんのフォローに関しても月に2回、御自宅等を訪問しながらお話をしている。そのほか、お買物であったり施設で行われているイベントにも一緒に行ったりしている状況で、少しAさんのケースに比べて活動の幅が大きいような形になります。

その訪問を通じながら、イルミネーションを見に行つて楽しかったよという御本人の選好に関すること、好みとか好き嫌いに関することであったり、あとはこのBさん、お買物を御自身でされるのですが、お金の勘定に困っていたりすると店員によっては嫌な顔をされたりするので行きづらいなというお話もされて、それを受けて一緒にお買物をされたという話も聞いているところでございます。お金の使い方とか使うときの生活の不安ということも確認しているところでございます。

このBさんの金銭の管理に関しては無門福祉会で実施している形になります。

その体制としては、管理者としては法人の理事を置いていただき、そして、支援の具体的な活動としてはグループホームの世話人を配置していただいている状況になります。

Bさんのケースは通帳や印鑑も法人で管理していただいている形になります。

Bさんが毎月使いたい金額やこういうものが欲しいなとかこういうことをしたいなということをこの事業者と話しながら、もちろん収入も限られていますので、その範囲内でやれることを考えながら使い道や額を決める。そして、その額を本人がキャッシュカードで引き出して、それぞれ現金化して、これはお仕事にかかる交通費用とか、これは趣味で使う費用とか、そういう形で6万円程度を現金化して用途に分けながら管理しているという形になります。

本人が現金管理をしていますけれども、その用途や状況については残金を事業者が状況を見ながらチェックしているところでございます。

こちらの金銭管理に関しては、市内の弁護士さんをお願いする形を取っているところでございます。

このような形で動き出したばかりのところですが、要点として簡単に述べさせていただきましたが、2ケース、実際の活動や支援が始まっているような状況でございます。

御報告は以上です。

○熊田委員長 以上、(1)の報告1について順次報告をいただきました。

今日の報告を聞かれていてお分かりのように、第1回の委員会以降、いろいろワーキングとかモデルケースの運用が重ねられて少しずつ実践が深まってきている段階になっているのかなというように思います。

では、この段階で一度、事実等について何か確認をしたいとかということがあれば御意

見を伺います。具体的に意見交換はまた別に設けておりますので、事実等でちょっと今後の議論のために確認しておきたいということがあれば質問をお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。特に何か内容が不明瞭だとか、ここをちょっと確認してみたいとかというところがあればあれですけれども、よろしいですか。具体的な意見交換はまた後で設けるつもりですが、いいですか。

どうぞ。

○水谷委員 資料のところで気になったのですけれども、権利擁護支援委員会のところで月8,000円ということで、原則1割が本人になっているのですが、後見人の報酬自体が平均だが2万円というのは、その人によって違いますね。だけれども、ここは8,000円というのは一律になるのですかねという。

うちの子だと結局、後見人をやっているので、毎月5,000円はお小遣いとしていますけれども、あとは月1万弱ぐらいしか残らないのですね。なので、貯金はあるからその取崩しはできるけれども、この本人負担はお金がなくなってしまうかなという心配も出て、本人によって違うことになるのかどうかというのをお願いします。

○熊田委員長 いいですか。事務局から。

○安藤委員 ありがとうございます。

まず御説明しておくのが、東京家庭裁判所が出している報酬の目安ですね。後見人の報酬は御本人が持っているお金によって金額が変わるという制度です。2万円というのは基本的には御本人の資産が1000万円以下の方なので、この事業に該当する範囲以下のお金の範囲の報酬の額に相当します。2万円という額を参考にはしているのはこのような理由になります。

その中で、原則1割負担でございます。それは先ほど申し上げたように少し障害の福祉サービスと介護保険の考え方は違う部分もございますけれども、持続可能な形を作っていく必要性の中から、こういった形を採用しています。1割負担ということなので、本人負担は、月800円分はこの費用という形になる。後見の場合だと8,000円そのまま本人からのお支払いになるのですけれども、こちらの事業に関して8,000円は専門員の報酬見合いの額になります。この部分をどう負担するかに関しては、御本人は原則1割負担で、残りを公費負担していくという形なので、御本人や御家族目線からすると、月800円の負担というような形で頂くことで、持続的に運用できる仕組みを考えていけるという整理でこういう形にしております。

ただ、障害の方の状況であったり所得の状況というのももちろん理解しておりますので、モデルケースで状況を見ながら、やはり障害の方の生活の中で難しいというところがあれば、こういった額を変えていくということは今後あり得ると思っているところでございます。

○水谷委員 決定ではないと思うのであれなのですけれども、でも、後見人をやっているというか、被後見人なので、結局後見人に報酬を払うわけですね。今は私がやっている

のでそういうものが発生しないのですけれども、でも、結局1万とか出てくるではないですか。そうすると、本人の生活はほかでの負担があったりもするので、その辺はちょっと足りない。

○安藤委員 後見制度とは別に、後見制度を使わなくても日常的なお金の管理の部分をするので、特に後見してない方で日常的な部分だけを支援が必要な方に関してはこの費用の負担の額ということで重複しないのかなと思います。

○水谷委員 すみません、長くなって。後見人もあってこの制度を利用するとなると、お金はもっと要る。後見人のほうで取られてしまうとか払わなければいけないので負担が。

○安藤委員 水谷委員の御指摘が分かりました。成年後見を使っている方がさらにこの事業を使って日常的な部分を支えようと思うと重複して費用がかかるということですね。

○水谷委員 そうです。その辺、負担の額はどうかのだと。だから、成年後見人のほうが減れば別に問題がないのですけれども、この額としてはそんなに大きい額ではないとは思いますが、併せてやっていると結構本人負担になるというのは思いました。

○安藤委員 ありがとうございます。

では、成年後見制度を利用しながらこの事業も使う場合の考え方については、改めて少し検討が必要だという御指摘としていただきたいと思います。ありがとうございます。

○熊田委員長 そうですね。取りあえず今、想定しているのは、御本人が自分で決めることができるという成年後見制度を使わない形の取りあえずの制度設計になっているので。ただ、今、おっしゃったとおり、成年後見制度を使った上でこの制度を使う必要がある場面があるとする、今、御指摘の分は少し調整しなければいけないのかなという感じは思いました。そういうように理解させていただきました。

ほかに。では、長坂委員、よろしくお願いします。

○長坂委員 事実関係の確認なのですけれども、金銭管理の監督という監督者のやる具体的な業務というか中身とその求められる専門性といったところについて少し補足の説明をいただきたいと思います。

現在は今のケーススタディーですと両方とも、このサービス事業についても従来の後見についても基本的には専門家の方々が担う形になっていますけれども、それほど司法書士さん、弁護士さんが行うような高度な何か監督ということの業務とか専門性が求められるのか、それともシステムのもののチェックで、例えば金融機関とか将来的に連携することで、情報システムで対応して何か異常を検知すればそこに対応していくという形の仕組みに将来的になるのか、権利擁護支援員のここの金銭管理監督という業務自体がどこまで高度な専門性とかどこまでの役割を果たすのかというところを少し補足いただけますでしょうか。

○安藤委員 ありがとうございます。

まさにそこはケースを見ながら議論、設定をしていきたいと考えているところでございます。実際に申し上げますと、この2ケースともまだ3か月をたっていないので、この監督

の専門員によるチェックが行われていない状況でございます。

そのチェック項目などをどのようにチェックするのかということなども併せて検討を進めていきたいと思います。今の考え方はあくまでも成年後見制度を準用しながら、その監督人がやるような部分を想定していますが、長坂委員が御指摘のとおり、それが専門家でないといけないのかとか、そのノウハウがないといけないのかという話は少し吟味しながらやっていく形と思います。

一方で、御利用者の安心感からすると、既に後見監督で業務の経験のある方に見ていただくことが一つ安心にもつながるかと思いますし、併せて、その事業者にとっても安心感もあるのかなと思いますので、そこのバランスを見ながら今後、議論できればなと思います。まさに今後、進めていく部分の方向性についての御指摘かなと思いました。ありがとうございます。

○長坂委員 どうもありがとうございます。

○熊田委員長 今の事務局の御説明のとおりかと思います。私たちも弁護士で監督人を行っているのですけれども、そのぐらいのレベルのことをするのか、もう少し軽いレベルでいいのか、その辺のところは今後多分検討していく必要があるのかなという感じがいたします。

ほかに御質問ございますでしょうか。

それでは、取りあえずここで事実確認の関係の御質問は終わらせていただいて、では、議事の2番目に入ります。「報告1に関する意見交換」ということで、できるだけいろいろなお話をできるようにということで事務局のほうで論点を整理していただいているようなので、まずそこからお願いできますでしょうか。

○安藤委員 引き続き安藤より御説明します。

資料は資料2の15ページを御覧いただきたいと思います。

今回、意見交換については2つの論点を委員長と相談しながら御用意させていただきました。

まず1点目でございます。意思決定支援の関わり方についてというところでございます。今、私の方から2ケース、モデルケースの活動状況、フォロワーの活動状況というのをお示しさせていただきました。これも参考にいただきながら、いろいろな支援者とフォロワー、支持者の関わり方や姿勢の違いや、あとは既にこの2ケースでもフォロワーが活動している範囲がちょっとずつ違ってきているところがございますけれども、市民の方がフォロワーを担うというような考え方の下、この意思決定支援、特に意思を実現する、こうしたいな、ああしたいなという希望をどこまでそのフォロワーが関わるのかについて御意見等お考えを聞かせていただければなと思っております。

もう一点が日常的な金銭管理の範囲になります。もしかしたら、そこは先ほどの長坂委員のチェックに関する意見に今後つながる話かもしれませんが、施設に入ってもらったり在宅で生活されている方で日々生活に必要な範囲の金銭の管理はどういっ

たものなのか。これは恐らく専門的な知識だけではなくて、いわゆる市民生活の感覚であったり、日頃の福祉の方の支援の感覚を含む形で、どこまでを管理する、支援することができれば通常の日々の生活ができるのかという中からお考え等をお聞かせ願えればと思っております。

あわせて、この日常的な金銭管理において、本事業で行っている方法だとか、今、説明した内容について、今後、課題になるのではないかなど、こういったところも詰めていかなければいけないところがありましたら、併せて御指摘いただければと思っております。

論点については以上でございます。

○熊田委員長 ありがとうございます。

それでは、今の論点の整理に基づきまして具体的な意見交換に入りたいと思うのですが、まず最初に、具体的に豊田市で親族後見あるいは障害の立場で御参加していただいている方についてからですけれども、何か御感想とか御意見、今までの御報告を含めて何となく少し専門的な部分とかそのような御説明があったかと思えますけれども、素直な感想とか何かを順次お聞かせいただければというように思いますが、いいですかね。

では、水谷さん。

○水谷委員 2点ほどあるのですけれども、フォロワーさんの活動、意思決定の支援なのですが、金銭を直接介しないような意思というのは、それもフォローしてもらえるのかなというところを感じていて、すごく細かいことになってしまうのですが、自分の息子だと何か買うとかそういう目的でなくて、ちょっと変わっているのですが、ガソリンスタンドの洗車機が見たい、洗車機がすごく好きで、あれが動いているのが好き、自分が乗ってそこを通るのも好きなのだが、そういう趣味というのですか、そういうのをしたいなというので、今でも多分今の事業所でも少しそういうところは車で通るときに見たりとか、そういうようなので利用はしているのですが、そういうところも分かってもらえるのか。

そこでは移動支援とかそういうのを使っていたとしても実際の金銭が発生するわけではないので。でも、それも本人の意思というか、したい、見たいという。あとはパン屋さんのパンこね機とか。だから、パンを買うのではなくてそれを見たい、作っているのを見たいという、そういうものなのですけれども、そこら辺も金銭管理とはちょっと離れるが、生活の潤いを与えるというか、本人を満足させるのにそういうのも少し見てもらえるのかなというのが気になった点。

あとフォロワーさんと面談ではないけれども、会って、この人ならとかそういうことは多分判断できないので、そういう人もたくさんいると思うのですね。重度の人だと1時間も多分一緒にいられないと思うし、こういう事業に参加するということが分からない場合はどうやってフォロワーさんを入れるのかなというのはちょっと疑問というか、どうしていくのだろうかという感じではいます。

以上です。

○熊田委員長 ありがとうございます。

1 回戻しましょうかね。

○安藤委員 今の水谷さんの御指摘のまず 1 点目に関しては、必ずしもお金の使い道などそういったところには限らないというように思っております。今の例で言えば、洗車機という話がありましたけれども、違うものが実は見たかったりとか、パンだけではなくてそば粉を挽く機械を見たいとかいろいろなことがあるかもしれませんので、実はフォロワーには御本人の好きなことや嫌いなことだったりだとか、どういったものに興味があるのか、いろいろお話を聞いてくださいねとお願いをされていて、それを報告書で記録を蓄積してくださいねともお願いしています。

この意見交換のテーマではございますけれども、その全てをフォロワーが実現するということは違うのかなと思いますけれども、必ずしもお金に関わる要素だけではなくて生活の中でどのようなことを希望されたりとか好きなのかなとか、場合によっては嫌いなのかなということも併せてお話を伺いながら、日常の活動とかそういう様子を見ながら確認をしてくださいねということを考えているところでございます。

2 点目については、まさに障害の程度であったり特性とかも踏まえながらどのように考えていくかということかと思えます。御本人の状態像とか障害とかではなくて御本人をどう捉えていくかにもよるのかなと思いますし、そこで起きた疑問などについては、権利擁護支援委員会でもフォローしていきたいと思えますし、さらに、今、研修ワーキングでも実際、フォロワーが思った疑問をフォローアップの研修で何か解消することができないのかという議論もしているところでございますので、引き続き検討していく材料かと思って聞いておりました。ありがとうございます。

○熊田委員長 ありがとうございます。

では、続けて意見交換を進めますが、では、1 人 1 回ぐらいは皆さん、御発言はお願いしたいというように思いますので、よろしくお願いします。

では、木本委員、何か今のところで御意見等があればお願いします。

○木本委員 木本です。

今の水谷さんの意見、とても大事なところで、どうしてもお金から入っているのですが、やはりその人のしたいこととか人となりをちゃんと分かってないとどう使っていくかも分からないと思うので、本来、これをやりたいというフォロワーという言葉を使っているのは、あくまでスピーカー的な役割をしたいという、そこが大前提なので、お金だけでなく、例えばその利用者さんが相談員とうまく関われないとか福祉事業所の職員とうまく関われないとかで、専門家が悪いわけではなくて、専門家もある意味、責任があるので。ただ、フォロワーというのはあくまでスピーカーなので無責任というか、スピーカーとしてのだけの役割をきっちり果たしていけるかということがとても大事で、それを逆に社会がどうフォロワーを助けていけるというところをきちっとつくっていく、あるいは研修していく。研修はとても大事だと思うので、どうしても社会の価値観に流されてしまうので、そこはぜひ形だけの研修ではなくて、中身のあるものをつくっていきたいなと思います。

以上です。

○熊田委員長 ありがとうございます。非常に貴重な御意見、ありがとうございます。
何かありますか。

○安藤委員 まさにそのとおりだと思っていますので、御意見賜りながら、フォロワーの役割や関わり方について、スピーカーというお話もありましたけれども、実施できるような形。そして、木本さん、今、研修をつくっていききたいと、つくっていただきたいではなくて、つくっていききたいということです、一緒にやっていただけるような御発言もいただいたので。

○木本委員 言ったっけ。

○安藤委員 はい。また一緒に考えていただければと思います。

○熊田委員長 では、続けます。すみません、順次お話を伺っていききたいと思いますが、では、中根委員さん、何か今の関係で御意見ございますでしょうか。

○中根委員 フォロワーさんが多分要望を聞いたりだとかという役割になっていて、やはりすごく難しいなと思うのが、その本人さんの経済状況によってかなえてあげられること、かなえてあげられないことという部分が出てくる中で言ったときに、相談員さんだったりとかケアマネだったりとかというところとの連携というのはかなり重要で、その連携というのはどのようにしていくのかというところが多分フォロワーでも研修でも多分やると思うのですが、その人間関係の構築というのは本人の意思を尊重してあげたいというフォロワーと実際の金銭面というところでバランスを取っていくところというのは何かやっていくうちに多分いろいろな課題が出てくるのだらうなという部分はちょっと思っていました。

○安藤委員 ありがとうございます。まさしくそのとおりだと思います。現実とのバランスというような御指摘です。あわせて、金銭管理のニーズも捉えながらこの事業をやっているのはまさにそこかなと思っていて、お金の管理を併せてやっているのはそういった意味もあると思います。

中根委員の御指摘にありました、あとはケアマネジャーや相談支援専門員など。この意思決定支援やお金の管理を含めた実現に関しては、この事業に関わる2つの主体だけで行っていくものや果たしていくものではないと思います。福祉や医療などの関係者とどのように連携を取りながらやっていくのかというところはケースを通じながらしっかり考えていくことだと思います。ありがとうございます。

○熊田委員長 ありがとうございます。

意思決定支援の問題、今、中根委員がおっしゃったのもついて回るのですよね。私は法律家なのでごく粗っぱい言い方をしていますと、一時、こういうように理解していた、整理をしたことがあるのです。意思決定支援がなされる場面というのはAにするか、Bにするか迷っている場面。そこでどうしようかというのが意思決定支援で、もともとAという選択肢しかないのに、その場面では意思決定支援というのは働かない。つまり、それ

は説得の問題というような割り切りを一時したことがあるのですね。

ただ、恐らく選択肢というのはAかBで、しかも、絶対Aしかないということはないのかなというようなこともあって、だから、やはりいろいろな場面で意思決定支援というのは働くのかなと思うのですけれども、ただ、意思決定支援で皆さん、注意して考えてくださいねというのは、説得と意思決定支援を混乱しないように。あなたはお金がないのだから、これしかしようがないのだ。これは意思決定支援ですかという、それは意思決定と違うのではないみたいな、ちょっとその辺のところがついて回る問題かなという感じを私自身は感じています。

では、続けて御意見を伺います。当事者だといいですかね。あと具体的にモデルケースに関わっておられるところで、三井さん、いかがでしょうか。

○三井委員 今、たくさん話が膨らんでしまっただけなので、この論点2つのところでお話しさせていただきます。

まずはフォロワーさんですけれども、非常に適任の人物を選出していただいたこともあって、コミュニケーションも上手な方が来ていただいているのでとてもスムーズにやっております。この品質というか、このクオリティーを維持するというか、どこまでこういう人材がいるかというのも一つ課題だなというのは感じています。

定期的な訪問を繰り返し今、していただいている、本当にまさに信頼関係の構築をしていこうというステージかなと思っています。次のステージにいつ進んでいこうかな。本人の要望、希望はある程度聞いていただいている、スピーカーの役割として言いたいことはあるのですよねと言ってサポートしてくれる、そういう状況にはありますので、どこの段階でいつ行動に移すかというのが一つあります。

課題としてあるのは、要介護の高齢者なものですから、身体介護が伴います。何かを実現するために本人を移動する支援がどうしても必要になるので、そこをどういうふうにやっていくのかということ。もちろん、これは施設職員が行うのがよいとは思っています。そこにフォロワーさんが同席をしていただくというような形になるのかなと。例えば先ほど安藤さんから報告があったつくだ煮が買いたい、それはかなえることが恐らくできると思うのですけれども、フォロワーさんと本人さんだけでは実現が難しいという状況になります。

話が飛んでしまうのですが、まずは意思決定支援の関わりについてのところで、本来の目的以外のところで新たな効果、アウトカムと言っていいかどうかは分かりませんが、本人にしてみたら、本人中心に据えたら私のことを気にしてくれる人が増えた。これはとてもいいことだなと思っています。そして、身寄りがない立場の人が定期的に私を訪ねてきてくれる人がいる、これもいい関係だなというように感じています。

あとはフォロワーさんに経済状況、先ほども話が中根さんのほうからもありましたけれども、本人の経済状況をどこまでフォロワーさんに開示するのかというのは、この事業全体で恐らく考えなければいけないところです。私のほうからフォロワーさんにそれを説明

するという事はもちろんしていません。それを誰がするのかというのも一つテーマかなと思っております。

金銭管理の範囲について、これは法人との私も協議を今、していますけれども、基本的にはやはり財産管理はしないというスタンスが必要であろうということですね。そういう意味では、どこまでの金額、何を預かることができるのか、何を管理するのかというところの整理は恐らくしていかなければいけないであろうなというように感じております。

今、この2つの論点については私のほうからの意見としては以上となります。

○熊田委員長 ありがとうございます。

これについて事務局のほうも特にいいですかね。今の御報告を受けて意見。

○安藤委員 ありがとうございます。

まさに意思の実現のところをどう考えていくのかという御指摘で、例えば施設の職員さんがやっていく中でフォロワーが同席をする。スピーカーである役割の方も一緒に来ていただくというやり方も一つの方法だということをお示しいただいたかと思います。

あわせて、後者のほう、財産管理はしないという話の中で、どこまでのお金なら、何を扱うのかということはまさにポイントになってくるようなところだと思っております。また、ケースが進む中ですと、ほかの御利用者さんのことも踏まえながら、三井さんにも何が実際施設としたらやれるのかな、どのぐらいの金額があったら生活できるのか、今後は在宅の方もいらっしゃると思うのでそういった方が生活できるかということは日々の生活、福祉のサービスの事業者さんはよく知っていらっしゃると思うので、そういった方のお声を聞きながら設定していくことが重要だと思っております。ありがとうございます。

○熊田委員長 ありがとうございます。

では、同じくモデルケースの関係で阪田さんのほうから何か御意見ございますか。

○阪田委員 大きくはないのですが、これからだと思うのですが、まず、うちのモデルを挙げた背景みたいなところをちょっとお話しするとすれば、この方、50代の女性の方なのですが、要は児童施設からずっと来たやつなのです。要は児童入所施設というやつですね。入所施設、児童からうちの精神のほうの入所施設に来て、グループホームに行くて、就労もしてというケースなのですね。

何が言いたいかというと、やはりそういう保護された環境の中で本人の意思が出しにくい環境。誤解のないように言ってほしいのですが、やはり入所施設という一定の環境の中でずっと来た人ですので、そのところで対象は施設職員がほとんどの中で自分の気づかないうちに自分の思いを閉じ込めてしまったかなという背景というのがあるのかな。そういう人があるということのほうモデルケースにはいいのかな。何でかということ、職員、我々、支援者がよかれと思ってやっていることとか、あるいは本人の意思があまり表出できない状況の中でそうだなと思ってやってしまったことがひょっとしてあるのではないかな。そういうことで、このモデルケースを選びました。

まだ全然途中段階なのなのですが、ここに書いてあるように買物の際、お金の勘定に

戸惑っていると店員によっては嫌な顔をされるので行きづらいと思ったということをフォローしたというところは、なかなか申し訳ないが、うちの事業所ではなかなか見いだせなかった部分もある。そういうところが出てくることがすごくよかったかなと思っていて、あくまで本人の意思をどう尊重するか、意思決定をするかという事業ですので、やはり大事なのは、その意思をどのように、我々は生活サービス事業者としてその意思をどう酌み取って、どう本人によりよいことをやっていくために必要かということを経営できることが非常に大事なかなと思っていて、それにはすごい有効だなというようにすごく感じているのが一番です。

あと日常的な金銭管理の範囲については、これも三井さんがおっしゃったようなことに似ているのですけれども、いろいろな課題が出てくるとは思います、私的にはやはり管理の概念もあれなのですが、本人がきちんと幸せに日本のほかの方と同じで安心して生活できるようにするための金銭でもあるし、そういう観点をきちんとベースに置いて考えていかなければならないと思うので、課題なんかも本当に様々だと私は思っていて、話が長くなり過ぎて申し訳ないのですが、今、私は地域でいろいろな人と関わって支援しているのですが、本当にお金を使いまくって、借金をして使いまくることの支援で物すごい困っている親御さんがいて、その辺の支援をするときにすごいヒントになるかなと思って、これが次の段階の課題だと思いますが、そういうところは非常に感じているところです。

感想ぐらいです。

○熊田委員長 ありがとうございます。

これもいいですね。取りあえず御報告を伺って今後の。

○安藤委員 そうですね。ただ、2点ありまして、一点、事業所ではなかなか分からなかった部分が確認できたということは、このフォローの活動の意味合いだとか、そういう立場の方が関わることの良さなのかなと思いました。

もう一点は、後者のほうのお金の管理については、阪田さんのおっしゃるとおり、恐らく生活のスタイルや状況によってもその額や範囲が違ってきたりすると思いますので、今後、そのケースを増やす中で考えていくことや、場合によっては一律に決めることはなかなか難しい場面があるのかなとも思いながら、どう考えていくのかをまた皆さんと一緒に議論できればなと思っています。

以上です。

○熊田委員長 ありがとうございます。

それでは、続いてもう少し御意見をお伺いしますけれども、豊田市で活動されておられる委員の方、当事者関係の方は大体お聞きしたと思います。あと専門職あるいは研究者の方で順次お話をしていただければというように思いますが、どなたか。

山下陽子さん。山下委員、お願いします。

○山下委員 山下です。

私、この論点の中の②のほうについてですけれども、今の例えばモデル事業として始め

るときには今まで御自身の意向をきちんと表明できなかったところを丁寧にやっていこうというケースが適している、まさにそういうケースが選ばれていると思いますが、実際これが本格運用ということになってくると、先ほど言われたように、では、すごくお金を使いたいのだが、実際それほどの収入がない方をどういうように地域で支えていくかという、また別の視点での支援の仕方というところもやはり入れていかなければいけないなというように思っていて、私も弁護士としてそういう方に関わる。むしろそこがすごく難しくて、先ほどのモデルケースの報告の中で本人が幾ら毎月使うかを決めて、それを管理していくという記載がありますけれども、その幾ら使うかを決めるというところがとても至難の業で、そこは意思決定支援をしたいと思いつつも、なかなかそこがうまくいかないという葛藤に時間も手間もすごく取られるというところがあります。

そこをもう少し細分化してみると何が大変かなというように思うと、まず本人が何をしたいかというところの意向を尊重したいという気持ちがある一方で、もう片方で、誰かが本人の資産だか生活だとか、あるいはその先の人生を全部見通した中で今、では、どれぐらいのお金をこの人の希望に割けるのかというところをその人の人生を俯瞰した中での判断をしていかなければいけないというところがすごく責任もあるし、とても大変なところだということだと思います。

それをどこまでこの事業としてやっていくのか。日常的な金銭管理という文言だと、例えば毎月の収入の中でどれだけ使えるかという範囲にとどめるのであれば、そこはある程度機械的に決まってくると思いますけれども、そうではなくて資産が例えばおありになる方、その資産との関係でどこまで今のこの方の願いをかなえてあげるのかというところも判断していくということになると、それは限られた情報の中で判断できることではないので、やはりその人のいろいろな情報が必要だということになってくる。

ここは今、私は身元保証団体と成年後見の違いでもあるというように思っていて、後見人は包括的な権限が与えられているゆえに、代理人なんてよくないという見方もありますけれども、一方では、本人さんのあらゆる情報、権限があるということで、その全体を見渡した上で本人にとってどうかという判断ができる。

だけれども、身元保証団体との契約というのは、契約で決められたことに関してだけ見ますよということになるので、その局面においては、それは本人さんの意向に沿っているかもしれないが、全体で見たときには本人にとってマイナスだということがあり得るわけですね。それをどこまでこの事業として範疇で見えていくのかというところがこのモデル事業の次の段階、ステップとして重要になってくるし、それも先ほど言われた監督としてどこまで見ていくのか、専門的なあれが必要なのか、機械的なチェックで済むのかというところにも関連をしてくるという話になると思うので、そこはモデル事業をしながらさらに次の視点として考えていかなければいけない課題としては出てくるかなというように思いました。

以上です。

○熊田委員長　ありがとうございました。

○安藤委員　今の段階で答えられる部分はなかなか難しいですが、短期的な部分だとか目に見えているところと少し抽象的なところ、人生設計というか、そういったところの意思をどう考えていくかみたいな話だと思います。その中でお金がどう絡んでいくのかという御指摘だと思いますので、引き続き皆さんと議論しながら考えていきたいと思ひますし、モデルケースを通じながら、こういったところは考えていくのかなと思ひます。御意見としてはすごくよく分かる部分ですので、しっかり考えていければと思ひます。

○熊田委員長　ありがとうございました。

長坂委員から手が挙がっているようですが、どうぞ御発言をお願いします。

○長坂委員　論点の1つ目なのですけれども、フォロワーの意思決定支援は意思の実現にどこまで関わるべきかということなのですが、これは私が以前体験的に、社協さんが法人の受任をして、首長さんの申立てで社協さんが団体で受けて、市民後見人が身上監護しているというケースで、その参与観察をさせていただいたときのケースなのです。

施設の入所をしている当事者さんが例えば車椅子なのですけれども、認知症で散歩にもう少し頻繁に行きたいみたいなこととか私はこの時間帯がいいのですということが、なかなか施設にフォロワーさんというか市民後見人の方が直接伝えるということは私の責任の範囲外ですということでのみ込んでしまっているのですね。

かつ、では、それを社協さんに法人受任なので持って帰って報告するかというと、そこもなかなか現実的にはもうこの首長の申立てで施設はここしか受け入れてくれていないから、ほかのところで融通が利くようなところには移れないというように逆に市民後見人の方が相事情をよく理解してしまっているの、それが実現できないので、そういった情報も社協さんとも共有しませんという形で、あらゆる本人の意思がせっかく表出されているものがなかなか共有されないの、その場で全てのみ込んで意思の実現に行く手前で全部切り捨てられてしまっているという現場に直面しまして、私のほうから施設に言ってもなかなか難しいですし、社協さんもそう言われても現実的には難しいですよというような御回答だったのでですね。

ただ、そのときに、では、相談支援専門員等の方とかケアマネさんとかいろいろ別の地域の方に相談したら、お金がなくても、資力がなくても、場合によってはそういう散歩のボランティアみたいなものが地域の社会資源であるのではないかとということで、そういった可能性をちゃんとフォロワーさんが分かっている、勝手にお金がないからですとか、首長さんの選任で、ほかで受け入れてくれる施設がないからというような諦めてしまうということがないようにみたいな、そのようなことに直面しまして、一つ、フォロワーさんにそこまでの実現までの責務を負わせるというのは無理だと思うのですけれども、必ず諦めないでまず共有しましょうと。制度とかのものだけではなくて社会資源も活用しましょうみたいなことがもう少しこの事業の中でしっかり位置づけられたらいいのかなという気がしました。

ちょっと長くなりました。以上です。コメントまでです。

○熊田委員長　ありがとうございました。今のお話も念頭に置きながらという形でお願いいたします。

では、続けて少し御意見を永田さん、お願いいたします。

○永田委員　すみません、今の点とちょっと関連してなのですがすけれども、今回、報告の中で実際に支援が動き始めてモデルケース2件のフォロワーさんの活動を御報告いただきました。①に関してコメントしたいと思います。

意思の実現にどこまで関わるかというのが今、御発言にもありましたけれども、その支援の幅というのがすごく難しいなと思って聞かせていただきました。何でも一緒にするというのもちょっと違うかなと思いますし、一方で、傾聴ボランティアみたいに聞いているだけでは困りますので、何かそこら辺の間をどうやって取っていくのかというのが多分この事業の一番難しいところかなと思いました。

今、御発言にあったように、実際に実現に関わるというよりは、それをしっかり伝えるということを少し踏み込んでいかないといけないのかなと思っていて、その中で、今回、6ページの絵に描いていただいた権利擁護支援チームによる支援というのを真ん中に置いているのですがすけれども、やはり登場人物が事業者さんやフォロワーさんや委員会だけではなくて、このチームでやっていくのだということをしっかり位置づけていって、そのチームの中でフォロワーさんがしっかりと本人の意思を伝えていく。本人の意思を伝えていくような場をしっかりと事業の中で位置づけておかないと、今、御発言にあったように聞いているだけで、でも、こんなのは無理そうだから伝えないとか、言う場所がないとか、そういう形になってしまうのかなと思いますので、この6ページの図で言うと、権利擁護支援チームによる支援というところもこの事業のすごく大事な位置づけなのではないかなと思いますし、そういう形で少し進めていただくのが大事かなと思います。

先ほど御発言にもあったように事業所が気づけないことにフォロワーさんが気づいたときに、気づいただけですずっととどめておいては意味がないかなと思いますので、その実現にどうやって関与していくかということをぜひ検討していただきたいということです。

あとモデル事業の中では、そこをあまり厳密に、これをやってはいけないとか、やってもいいとかというようにせずに、少し厳密にし過ぎずにやっていきながら、そこら辺のあんばいみたいなものも今後事業にするときにはしっかりと考えていかないといけないと思いますので、考えていただければなと思いました。三井さんが先ほど実現の場に同席してもらえたらいいのではないかというお話をしてくださいましたけれども、実現への関わり方というのはいろいろあるのかなと思って聞かせていただいたので、そこら辺はモデル事業なので、幾つかやる中でそこを見いだしていけるといいのかなというように思いました。

以上です。

○熊田委員長　ありがとうございました。

それでは、続けて御意見ございますか。

では、長澤委員。

○長澤委員 一部の支援の関わり方について、今、モデルケースだと2件とも女性と女性でやっているのですけれども、これに関わるべき範囲にも関わってくるとは思うのですが、同性とか性自認とかをマッチするような形でやるのか、そこはもう関係なくやるのか。もちろん、本人の意思とフォロワーの意思が合致することが大前提なのではあるけれども、今後、関わるべき範囲がよりセンシティブな内容になってくると、そもそものマッチングの部分も結構何らかルールがあったほうがいいのかなというような、特に性的なこととか親族間の関わりとか、例えば宗教的な信仰に関するようなことが出てくるとなると、なかなかルールがないとちょっと難しいところも出てくるのかなという気がするのの一つ。

もう一つは、先ほどからいろいろな人から出ていたのですけれども、うちの子供も重度の知的障害がある自閉症なのですが、なかなか本心を理解するのに時間がかかる。親としてずっと一緒にいても、嫌なことは結構はっきり嫌とするのですけれども、何がしたいのかというのは本当に後々になってからやっとこれだったのだということがあるので、あまりフォロワーがついても長い間、何も意思決定支援をしてないようでも関わりを持ち続けることによってきっと理解できることが出てくるなと思うので、本当に結果を求めず長い目でこういう制度はやっていくべきかなというのを思いました。

もう一つ、2番の日常的な金銭管理についても、先ほど少し出ていたのですけれども、支出の妥当性も多分金銭管理監督員になるのかと思うのですが、支出の妥当性をどこまでチェックするのか。成年後見だと割と厳しめに収支のバランスを考えてというのはあるのですけれども、ただ、本人が本当にそれを望んでいるからといって支出をどこまででも認めていいのかというようなところは、そこも何らかルールがないと、監督員とかフォロワーさんとかの裁量によって変わってきてしまうかもしれないので、あの人が監督員だと支出が全然問題なく通るが、この人がつくると厳しくなるよというのは、フォロワーと本人の関係は別に本人の意思でいいと思うのですが、監督となるとちゃんとしたルールもここは必要なのかなと思いました。

○熊田委員長 ありがとうございます。おっしゃるとおりのところがあります。またその辺のところも何か。

○安藤委員 今、長澤さんがおっしゃった関わりを持ち続けることが重要だということですね。どうしても我々行政だと何か結果だとか成果みたいなところを求めがちですけれども、今の御指摘とかも踏まえながら事業を育んでいきたいなと思いました。後者で言われた支出の妥当性というところは、もしかしたら先ほどの山下さんの御発言、長期的なところを見たときにはどうなのかという視点が含まれると思いますので、長澤さんは実際に監督もやっていただいているので一緒に考えていきたいと思います。御指摘はそのとおりで思ってきちんと承って考えていければと思います。

○熊田委員長 では、あと八木さんのほうで何か今の御意見を聞かれて。

○八木委員 皆さんの御意見を聞いて一番最後に、私も今回のフォロワーさんであったり

とか御本人さんとも会ってお話をさせていただいている中で感じたことになりますが、先ほどの御意見の中で出たように意思決定支援というのは多分チームアプローチでやっていかないと成り立っていかないと私も思っています。

この事業を利用されるというか使われる方というのは多くの方が福祉関係者に囲まれている環境が多いのかなという中で、そういった第三者が入ってくるというところはすごくいい部分でもあるのですが、その一方で、福祉関係者自身も意思決定支援というところの同じ見解を持ってやっていかないとなかなかチームアプローチというものが成り立っていかないのかなと思います。フォロワーさんだけに意思決定支援とかという部分をするのではなくて、福祉関係者全体で連携できるような環境というのにも必要になってくるのかなとちょっと感じています。

あと金銭管理に関してになるのですけれども、これも皆さんの御意見にいろいろと出ている中で同じようなことになってしまうかもしれないのですが、金銭管理と財産管理のどこの切り分けをするかというところもちょっと難しいなというのがあって、全体を見渡そうとすると、やはり財産管理というところに重きがいつてしまうのかなという中で、でも、今回事業として考えているところはもう一個手前の部分。全体を見渡すと財産管理をする人がどうなっていくかというところは今後考えていかないと、先ほど言ったような議論の中で収支のバランスであったりだとかその人の将来性というところも話し合う土台ができていかないのかなと思いますので、そこら辺は今後、課題になっていくのかなというようには感じています。

すみません、似たような意見になってしまいました。私の意見は以上です。

○熊田委員長 ありがとうございます。金銭管理、財産管理、そういう言葉、確かにその辺のところですね。

それでは、意見、では、最後にすみません、水島さんと名川さんのほうで少し全体の御意見をいただければと思うのです。

では、名川さんのほうから。

○名川委員長代理 今日はずっと記録に関わっているのであまり考えがまとまらないのですけれども、フォロワーという位置づけについて、まだまだ入り方というか、共有が難しいのかなというように最初は考えていたのですが、ある程度認識が共有できる部分と、それを踏まえた上でさらに課題とすべき部分の御指摘というのが割と的確にいただけているような感じがして、だからこそ、これから実際に考えていかなければいけないことがいろいろあるなというのを確認したところです。

フォロワーというのを必ずしも支援者として考えないとする、支援者はほかにリソースとしているわけですので、先ほど三井委員等のほうからも出てきたように、では、余計な人が1人くっついてくるだけなのかという話ではなくて、スピーカーとしての役割を含んだ上で実際にお金を動かすときに難しければそこに事業者側から支援者の方がついていて、そこでいろいろなやり取りが始まっていくというのはある程度分かりやすいイメー

ジなのかなというようには思いましたところです。

ただ、その中でフォロワーさんがとても強い人なのかどうなのかというところは同時に考えなければならないことで、これはこれから今後、いろいろな人たちが関わっていただけるということを目標に考えた場合には、それほどすごいスーパーマンがフォロワーさんになっていただけるというように考えるとかなりハードルが高くなってしまう部分はある。そう考えますと、基本的な関わり方について研修やフォローアップを通じながら共有を深めていくと同時に、自分にできないことについて全部自分で変えるよりは、周りの今、チームという話がありましたけれども、そのチームとしてどれだけ権利擁護支援という活動を回していけるかというところを念頭に置くのが必要なのかな。そういうイメージというか役割、機能の整理というのが必要になってくるのかなという感じは受けましたところです。そういう意味では、弱くてもいいからスピーカーであれというようにするのか、それとも、そうではない役割をするのか、共有をさらに深めていったところに多分事業としての意味合いというのが出てくるのかなというように感じましたところです。

○熊田委員長　ありがとうございました。

では、水島さんのほうから。

○水島委員　名川さんが話をされた部分に若干加えてというところになりますが、本日、意思決定支援がどのようなものなのかという議論も含めて委員の皆様からコメントをいただきました。私自身は、本人がAかBかを定めることをにに関わることだけが意思決定支援とではなく、様々な可能性、すなわち選択肢を模索していく過程も非常に重要であると考えております。選択肢を模索していくためには本人との信頼関係を構築したり、環境を整備することはもちろんのこと、本人がふだんから何が好きで何が嫌いで何を得意としているのか、何をやりがいとしているのか、といった様々なことを、言葉以外のやり取りも含めて把握しようとする、そのようなプロセスを繰り返していくことが肝であるように感じております。

そういった意味で、本事業においては、金銭管理上の決定だけにこだわるのではなく、その背景、すなわち、本人の好き嫌い、価値観を丁寧に把握していくような存在が必要であり、だからこそ、フォロワーがその視点をもって動く必要があるのではないかと考えているところでございます。

いわゆるアドボケイトの考え方については、木本委員が端的に御指摘いただいたところですが、私なりに解釈すれば、フォロワーは、本人に対して「よかれと思って」の視点であれこれ説得したりするのではなく、あくまでも本人の希望や価値観をベースとして本人のマイクやスピーカーのような役割を果たし切ることが重要なだろうと。要するに、フォロワーをはじめ、アドボケイトは、全体を俯瞰してこれがいいのではないですかという立場で動く人ではないということについて、皆さんに改めてご確認いただきたいところでございます。

アドボケイトの立場からすると、本人の立場に立ちつつ、全体を見ながら考えるという

のは難しいところであり、かえって様々なジレンマが生じる場合もございます。どうしても我々是对立を避けるあまり、周囲から見て相当でないと思えるような本人の意思や価値観が出てきた場合に、「それはちょっと・・・」という形で本人を脇に置いて、全体として調和するよう進めようとするようなところがなかったでしょうか。建設的な対話などとも言われますが、お互いに思っていることを一定程度はぶつけ合い、話し合う機会もまた、プロセスとして健全というか大事にしていきたいところです。

そうなってくると、アドボケイト立場としては、やはり本人の視点に立つ、立ち続けることが重要だろうと考えます。そして、本人の意思決定を特別な事情がない限りは支持する姿勢の下で動いていく、こういったアドボケイトの役割をどのように実践し続けるのか、これは研修だけではなく、実践に対するフォローが重要であり、我々、SDM-Japanとしてもその点をフォローできるような立ち位置で対応できればと思っているところでございます。

先ほど将来の展望に関する話題もありましたが、本事業の枠組みだけで意思決定支援が完結するわけではありません。当然ながら、ケアマネや相談支援専門員といった支援者もいらっしゃいますし、様々な意思決定支援ガイドライン等があるわけであり、地域の中で意思決定支援をしっかりと根づかせていくことがまず重要であろうと思います。本事業をきっかけとして、多様な領域の皆さんとのつながりを持ち、そして、本人を中心としたチームとして連結していけるような仕掛けを考える必要があるのではないかなと、そのように感じた次第でございます。

以上です。

○熊田委員長 ありがとうございます。

予定されました時間、大体議事の（２）までの関係の時間は大体経過いたしました。いろいろな御意見、ありがとうございました。今後、事務局のほうでこの辺りの議論を整理していただいて、それで次の意見のまとめに役立てたいというように考えています。

特に私のほうから何か申し上げることはございませんが、今日、いろいろな意見をお聞きしまして、豊田市の要するにどういう形で進めていくかということですね。行ったり来たりしながらという感じにはなるかと思います。モデル事業なので、だから、方向性が最初からばちっと決まっているわけではないので、いろいろな意見を聞きながら、また元に戻ってまたということが繰り返しになるかもしれませんが、そんな形で進めていく形になるのかなというように思います。

では、すみません、ここで（２）まで終わらして、シンポジウムについて御説明いただけますでしょうか。

○水島委員 シンポジウムに関しての御説明をさせていただきます。これは私のほうでよろしいですか。

○熊田委員長 お願いいたします。

○水島委員 本シンポジウムは、「自分らしく生きるための『意思決定支援』を考える」というテーマで、皆様からの御意見等も確認させていただきながら案を作ってまいりまし

た。自治体との連携による障害者及び認知症高齢者等の意思決定支援モデル事業として、三者協働での実践シンポジウムを開催することとしております。2月19日、日曜日、1時から5時ということで、本人にもお越しいただくような形で企画しております。今回オンラインで御参加いただいている委員の皆様もぜひ御参集いただけると幸いです。

具体的な中身としましては、1部、2部構成という形で計画しております。全体の趣旨説明をさせていただいた後に、厚生労働省、成年後見制度利用促進室の松崎室長にオンラインで御参加いただき、いわゆる国モデル事業についてお話をいただいた後、今回の三者連携のモデル事業の中身について、それぞれの三者の役割も含めてお話をさせていただく。その後に具体的な実践報告が始まり、座談会形式で名川さんがコーディネーターを務め、まだ登壇者のお名前がはっきりしているわけではございませんが、本人、とよた意思決定フォロー、生活基盤サービス事業者、権利擁護支援委員会、豊田市成年後見支援センターの皆様にご登壇いただき、コーディネーターの進行に基づいてお話いただく。

その後のパネルディスカッションでは、本事業について、まだ2ケースではございますが、実践を踏まえつつ、今後どのような在り方が必要なのか議論を重ねて参りたいと存じます。豊田市だけではなく、このような取組をさらにほかの自治体も含めて、全国的に展開していくためには、どのような視点やアクションが必要なのかという点についても触れていく予定でございます。

内容としては以上でございます。具体的な要綱についてはこちら、ほぼ同じ内容にはなっておりますけれども、お示しをしているところです。ここは重複しますので省略させていただきます。

以上です。

○熊田委員長　ありがとうございました。

いかがでしょうか。このシンポジウムの案について、取りあえず今、水島委員のほうから御報告がありましたけれども、何か御意見等があれば、こうしたらいいとか、何か。それはまた事務局のほうで最終調整したいと思いますので、何か御意見があれば伺いいたします。特によろしいですかね。

少し先でもないか。1か月後ぐらいですけれども、何か御意見があるようでしたら事務局のほうにまた後で言うていただいても構いませんので、取りあえずこういう方向で、ちょっと長丁場になりますが、ぜひ御参加いただければというように思います。

それでは、そういう形でシンポジウムの関係は進めさせていただくという形にいたします。

では、最後に「その他」です。

事務局のほうから、では、お願いできますでしょうか。

○安藤委員　いま一度、資料2のパワーポイントの資料に戻っていただければと思います。今後のスケジュールについて共有させていただきます。

17ページを御覧いただきたいと思います。

このモデル事業、決して今年度で終わるわけではないのですけれども、まだ残り3か月弱、今年度はありますので、どのような形で進めていくかを共有させていただければと思います。

大きく3つ、ワーキングを回しながら、さらに事業としては権利擁護支援委員会を開催しながら実施していきます。毎月の頻度で実際の検討を進めてまいりますし、併せて共有させていただきたい内容としては、まず来週の週明け、16日に国の専門家会議があつて、永田さんや水島さんも委員でいらっしゃいますけれども、私が今日の内容を踏まえた実践報告をさせていただきたいと思っておりますので、皆さんの御意見をしっかり制度を考えられる立場の方々にもお伝えしていきたいと思っております。

あわせて、先ほど説明がありましたけれども、シンポジウムも2月19日に開催される予定でございますので、ぜひ関係者の方にもお声がけいただければと思っております。

最後に、3月でございますが、今日の御意見でも決してこの事業だけで意思決定支援を取り組むのではなくて、関係者、支援者にも理解が必要だということで支援者向けの研修を組んだほうがいいのかということを考えておりまして、それを実施していきます。そして、これらを踏まえながら、今年度としての最終回の全体委員会をまた日程調整させていただきながら実施していこうと思っておりますのでございます。

簡単ではございますけれども、残りの期間のスケジュールについて共有させていただきました。

以上でございます。

○熊田委員長 ありがとうございます。

だから、今、安藤さんのほうからお話がありましたように、こういうスケジュールで今年度進めていくことになります。まだいろいろシンポもありますし、それから、研修会、また全体委員会も1回予定されていきますので、今後、どうか御協力、よろしくお願いいたします。

では、何とか時間内に終了できそうな感じになりました。以上をもちまして議事の関係は終了させていただきますので、進行を司会のほうにお戻しいたします。

○加藤担当長 それでは、議事のほうは全て終了いたしました。

あと1点、情報提供がございます。会場の皆様には地域共生社会の推進の全国サミットのチラシを入れさせていただいておりますので御覧いただければと思います。ちょっと情報提供させていただきます。

○事務局 それでは、お手元のチラシを御覧ください。

第5回地域共生社会推進全国サミットinとよたの開催が令和5年度10月12、13日、木、金でございますが、この豊田市の会場は名鉄トヨタホテル参合館を利用して開催をさせていただきます。こちらは第5回ということで今年度、福井県の敦賀市で開催をしておりますサミットでございますが、次年度、豊田市で開催ということになります。

地域共生社会について、つながる未来、将来に向けて実現していくよう、どのような形

で進めていくか、こういったことを話し合える機会の場合としたいと思っております。詳細につきましては、また今後、実行委員会を立ち上げて内容は決めていきますので、まずは開催日の御案内ということで情報提供させていただきます。

ちなみに、このチラシにつきましては職員の手書きで作成をしておりますので、また詳細が決まりましたら情報提供させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○加藤 それでは、以上をもちまして第2回「豊田市地域生活意思決定支援プロジェクト全体委員会」を閉会いたします。ありがとうございました。